平成 24 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録(第 2 日目)

平成24年3月2日(金曜日)

◎出席委員(18名)

委員長 金野 次男

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 惠子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰已 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 惠一 委員

◎欠席委員(なし)

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉 建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修 市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一 総務課長 竹谷 敏和 総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光 総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也 総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄 市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭 税務課長 郷家 栄一 収納課長 佐藤 利夫 農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸 商工観光課長 菊田 忠雄 こども福祉課長 但木 正敏 健康課長 浦山 幸一 介護福祉課長 松岡 秀樹 国保年金課長 高橋 信子 建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章 会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一 教育委員会教育長 菊地 昭吾 教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃 教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光 教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝 文化財課長 加藤 佳保 水道事業管理者 佐藤 敏夫 上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳 選挙管理委員会事務局長 長田 健 市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典 監查委員事務局長(兼)議会事務局長 伊藤 敏明 ◎事務局出席職員職氏名 事務局長 伊藤 敏明 参事(兼)局長補佐 吉田 真美

午前10時00分 開会

主幹 櫻井 道子

● 議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算

○金野委員長

皆さんおはようございます。

皆さんおそろいですので、時間前でございますが開催させていただきます。

3 月に入ってまだまだ寒さは厳しくなっておりますが、本委員会は長丁場でございますので、委員の皆様、そして職員の皆様、健康管理に十分御注意されるようお願い申し上げます。 ただいまの出席委員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日、説明が終わっておりますので、これより直ちに質疑を行います。

一般会計歳入、歳出の予算のうち、まず、財政状況全般に関わること及び歳入について一括 質疑を行いますが、先の補正予算特別委員会でも確認しているとおり、本委員会は予算審議 の場でもあり、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にしていただくこ と、発言の範囲は、議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしな がら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に、1件ずつ 質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局においても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容 に誤りがあった場合には、原則として本委員会開会中に訂正いただくようお願いいたしま す。

それでは、財政状況全般及び歳入一括質疑を行います。

〇戸津川委員

それでは、1点だけお尋ねいたします。

国から来ている補助金の中に、子供たちの健康調査といいますか、放射能に関して子供たちは特に大きな影響を受けているわけですから、そういう健康調査などに使われるお金が、私は探してみたんですけど、どうも見つからなくて、どこにどう記されているのか、補助金が来たのか来ないのか、そのことがすみませんわかりませんのでお尋ねをいたします。

○金野委員長

国の子供たちの補助金のことですか。(「はい」の声あり) それがどこに書かれているかわからない。(「はい、そうです」の声あり)

だれか今の質問に答えられる方おりますか。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

現時点ではまだその計上はしていないということですので、予算の方にはまだ反映されていないということになります。

〇戸津川委員

今まだ来ていないということですよね。それに対してやはりもう既にいろんな問題が出ていて、福島県ではもちろんですけれども、宮城県においても、この多賀城市においても、さまざまな問題が浮上しているわけですから、本市として国に対してどんな態度で臨んでいくのか、国に対してどのような要請をしていくのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

まず、国の方からの何らかの支援があって、それに基づいて実際には事業の組み方をするということなんですが、まずその事業が確定していないことには、その何らかの国の補助であるとか、そのようなシステムは望めないものということになります。ですから、まず、事業としてその内容を精査した上で多賀城としてどのような事業の取り組みをするのかということが決定したのちに、その財源という話が出てくるんだろうというように思っております。

〇戸津川委員

今、国の方でははっきりとしたそういう、福島県はもちろんですけれども、子供たちの健康に対する方針が出ていないということは私もわかりますが、国がいつまでもはっきりしない状態の中で、子供たちが放置されているということが現実ですから、それに対してこの多質城市としては、国に対してどういうメッセージを発信していくのかということを私は聞いているんです。このままでいいですよというのか、いや、国は何とかしてくださいということを強く発信していくのか、それをはっきりお答え願いたいと思います。

〇佐藤市民経済部長(兼)生活環境課長

ただいまの戸津川委員の子供の健康調査、これは放射能に関する健康調査費用の国等からの支援に対する御質問だと思いますけれども、本件につきましては、昨年の第4回、12月定例会で、たしか松村委員から同様の健康調査についてどうなんですかというような御質問、市長に対して一般質問がなされました。市長もお答え申し上げておりますとおり、まだ国の方では、除染の基準なり、あるいは健康調査等のそういった調査に対するガイドラインといいますか、本市においてはそういった除染区域なり、あるいは健康調査対象区域ということで、国から指定されておりませんので、国のそういった基準、あるいは地域の指定に基づいて今後何らかのそういった事態になれば、対応になるのではないかなと、このようにとらえております。以上でございます。

〇戸津川委員

国の姿勢を待っているだけでは私はだめだと思うんです。やはり、子供たちを抱えるお母様方が多くの不安を抱えながら生活していることを現実に目の当たりに私たちは見ているわけですから、こういう現実があるんだということをしっかり国に発信していかなければ、国の方でも方針のおろしようがないというか、わからないところもあると思うんです。そういう意味で、私は市長から答弁を求めたいんですけれども、そういうことをやはり国に対してしっかりと要請をしていくという姿勢を、あるのか、ないのかということを御答弁願います。〇菊地市長

最初の質問がちょっとね、放射線の問題だと思います、原発の問題だと思いますけれどもと言ったとおり、何か唐突で、具体的なものがわからなかった。原発ですよね、原発の問題に対してどうなのかということでしょうから。ただ、多賀城市内でそういう高線量とかいろいろはかってみて、多賀城市内では今、異常なところはほとんど見つかっておりませんよね。

ですから、その件に関してまだ懸念される材料というのはまだ出そろっておりません。何か そういうふうなものが出てきた場合には当然訴えなくちゃいけないでしょうし、一番大変 な思いをするのは子供たちの問題だということは当然わかります。理解できます。ですから、 もうちょっとその辺の状態も見ながら、今後対応してまいりたいと思いますので、御理解の ほどをお願いいたします。

〇竹谷委員

財政全般にわたって、冒頭、関連した質問をさせていただきたいと思いますので、委員長よろしくお願いしたいと思います。

端的に、項目的にお聞きしたいと思います。

今年度の、新年度の予算編成に当たってのいろいろな説明をお聞きしました。基本的には復旧、復興を前提としたものであるというぐあいに理解をしているんですが、通常やっておられる、23年度やっておられる建設事業等について、公共事業等について、導入しなかった金額はどのくらいで、そのために復興として今回計上したお金はどのくらいになるか、その辺についてお伺いします。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

通常行っているような事業でどれくらいやめたのかということなんですけれども、実際の事業、毎年毎年その事業量というのは変わっていくものですので、はっきりこれぐらい変わったんだというようなことはなかなか申し上げづらいかなというふうには思うんですが、今回、説明のときに使用させていただいた資料などで見ますと、特別説明資料になりますが、こちらの 5 ページの方で歳出の款別での前年度比較、普通建設費に関してはもちろん款がいろいろに分かれているところではあるんですが、大きな部分としては土木費の方にその大半が含まれるということになっております。そうしますと、こちらの 5 ページの表になりますが、こちらの土木費の通常収支分と、23 年度の当初予算の分、この部分の比較ということが当初予算における比較部分。ですから、約 4 億円程度が普通建設事業費関係で、非常に大ざっぱな言い方になってしまいますが、これぐらいが減っているんだというような見方をしております。

〇竹谷委員

次に移るために確認をしてるんです。24年度通常収支は、通常ですよ、普通、多賀城の市を経営するには、最低でも189万円が必要だという見方をしておいていいのかどうなのか。その辺いかがですか。(「億」の声あり)189億が必要だというふうに見込めばいいのか、それとも通常やるには23年度、24年度ベースでもいいですから、例えば170億あれば、ベースとして170億あれば通常の業務をやれるよ、ただし新たな公共事業とかそういうものはやっていけないけれども、経営をしていくにはそのぐらい必要だよという、生の数字はどこにあるのか。そこをちょっとお聞きしたいんですよ。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

180 億程度が通常多賀城市を運用していくのに必要な最低限なのかとの御質問だというふ

うにとらえましたが、実際の今回通常収支分として区分けした部分で、189億、おおむね190億程度の規模というふうに通常分として今回押さえはしました。ただ、実際どうなのかというお話になりますと、今回、扶助費関係かなり抑えた状態で、要は公的な支援が生活保護などのほかにあったものですから、そういった部分は当初予算ベースで前年度同額ぐらいで見ているわけです。ですから、この部分がもしかすると今後非常にふえる。義務的経費のふえ方というのがちょっと今の時点でははっきりわからないということで、比較的抑え目に見ているわけです。ですから、もしかするとこれももう少し必要な額というのが上乗せされるのかなという気も非常にいたします。ただ、現時点で押さえている範囲でありますと、23年度においてはこれくらいの規模であれば何とか経営できるのではないかというような数字で今回押さえさせていただいているということになります。

〇竹谷委員

大体 180 億程度必要であろうと。なぜ私、それを確認したかというと、今年度の一般会計の特別資料で、今年度通常で7億9,600万不足をしていると。その分を財調を取り崩しながら一応の予算編成をしたというふうに、私は見方をしているんですけれども、そういう見方でよろしいですか。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

はい、そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうしますと、新年度は、24 年度はいいですけれども、25 年度以降がどうなっていくのかという、財政の中期ビジョンをきちっと求めておかなければ、多賀城の財政をどうしていくのかということは議論できないという状況にあると思うんですけれども。その辺も含めて、25 年度以降の財政についてはどうあるべきかという、事務方で議論なんかはされているんでしょうか。

○萱場市長公室長補佐 (財政経営担当)

まず、不足分を解消するということは、まず歳出の方の見直しをするということがひとつあると思います。さらには、歳入の方の額をふやすという、その両面から取り組まなければならないというように思っています。

歳入に関しては、やはり復旧を急いで、金融融資などによって地域の経済を活性化させるという施策をどんどん進めていくということがまず何より必要なことだというふうに思っています。

一方の歳出の方の考え方なんですが、やはり今回の予算編成に当たっては、大分通常的に係る経費の部分に縛りをかけている、割り落としをかけて予算の配分をしているということがあったんですけれども、それ以外の部分で言えば、実施計画レベルの事業に関してもやはり縮小するとか、見直しをするということが必要になってくるんだろうなというふうに思っています。

それと、もう一つ、事務方で特に今考えている部分といたしましては、実は予算、歳入の不

足があって財源に穴があくと、それに対して財政調整基金を繰り入れているというのは、ここ数年ずっと行っているところなわけです。それに対して、実際、決算を迎えてみると、実際には財政調整基金の繰り入れというのがない年というのがほとんどなわけです。そうしますと、やはり予算の中にかなりだぶつきがある部分もあるのではないか。もちろん実際事業を実施している中で有効な財源の確保ができたりとか、そのような工夫などもしながら財政調整基金の取り崩しというものを極力抑えてきているわけですけれども、それでもやはり決算時点で見ていきますと、予算のだぶつきというのがかなり見受けられるのではないかというふうに思っています。そのようなことから、今行っている準包括予算方式による編成というものも限界点に来ているのかというような気もしないわけではありません。ですから、予算編成の方法を若干見直すことによって、ある程度実質的な財源不足というものを圧縮できるのではないか、そういうふうなことも考えております。以上でございます。

〇竹谷委員

あなたの答弁聞いてると、予算編成に当たって本質をついているのかと。予算編成するためにこういう事業をしたい、だからそういう事業をやるところのメーカーなり企業に見積もりをいただいて、その見積もりを丸々予算要求して、予算成立してから、成立した後に事業発注にかけて、入札でばさっと落ちていくという仕組みになっているということになっちゃうんじゃないですか。少なくてもこういう厳しい予算状況の中であれば、予算編成に当たって、もっともっと厳格に精査するということが大事じゃないかと思うんですけれども。あなたの、今、話聞いてると、そういうことはやってないような、私の耳がおかしいのかもしれませんけれども、そういうふうに疑われるような内容に聞き取れたんです。もし、そうであるとするならば、もっともっと厳格に精査をして、予算編成をして、できるだけ財調を取り入れないでやっていくという手法というのは大事じゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

〇萱場市長公室長補佐 (財政経営担当)

ちょっと誤解があったかもしれませんけれども、確かに予算編成をするときには、精査はもちろんしているところでございます。ただ、どうしても枠配分で行っている予算の中では、そういっただぶつきなんかも出てくる場合があるというようなことをちょっと申し上げたかったということになります。ですから、その枠配分ももちろん予算の編成の仕方としてはそれぞれの部門ごとのマネジメントという部分も非常に大きく、活用できる部分ということもあるんですけれども、やはりそういった中でもう少し絞り込みはできるのではないかというような思いもあったものですから、そのような話をさせていただいたということになります。

○竹谷委員

わかりました。今まで枠配分をある意味では見直していかなければいけないんじゃないかという時期に来ているという認識にあると。

もう一つ、私がお聞きしたいのは、こういう24年度の予算審議ですから、予算編成された

ということは、少なくとも財調も入れて何とかやっているわけですけれども、少なくともこういう状況であると、25年度以降の財政計画というものをもう一度しっかりと、この24年度一年間かけて研究をして、今、景気回復になって歳入だと、そんなものあり得ない、私は。そういう甘いような財政計画したら絶対だめだと思う。それならば、歳出を思い切って削減していって、多賀城の財政計画を求めていかなければいけないというような思いになっちゃうんですよ。今、復興特区をかけるわけですから、あれは減税対策でしょう。税制対策でしょう。そういうのを考えればね、もっと真剣になってその辺を考えていく時期ではないかと、遅きに失してますけど、まあしょうがない、1年間はね、復旧のためにやらざるを得なかった23年度ですから、それは問題提起してもやむを得ないと思いますけれども、少なくとも復興元年と同時に、多賀城の財政の復興のための原点の年にしなければいけない、そういう思いで多賀城の財政を考えていかなきゃいけない時期ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○萱場市長公室長補佐 (財政経営担当)

はい、まさしく委員のおっしゃるとおりだというふうには認識はしております。ただ、25年度以降の計画ということなんですが、少なくとも24年度に関しては国の支援である、例えば震災復興特別交付税だったりとか、あとは震災復興交付金であるとか、そういった部分というものが比較的見通しがきく、まだ範囲だというふうに思っています。ただ、25年度以降になりますと、なかなかその辺の見通しが立てづらいというところがあります。そういったこともありますので、なかなか困難なのかなというふうには思うんですが、やはりそういった中でも財政の計画というのは必要なものだというふうな認識は同じでございますので、その辺は検討していきたいというように思っております。

〇竹谷委員

私は通常の話をしているんです。通常においての中期財政計画をきちっとしなきゃいけないと。復興の問題は、これは別予算ですよ。来るか来ないか別として、来なければやれないわけですよ。どうしてもやらなきゃいけないんであれば、財政の範囲でどこまでやるかというのが、これは首長の政策選択だと思うんですよ。赤字団体に転落することが嫌だから、そのことを申し上げてるのですよ。ですから、復興の問題と通常とはごっちゃにしないで、通常ベースで物事をやるにはどうあるべきかということをしっかりとしておかなきゃいけないんじゃないのかということを私は今お聞きしたいんですよ。意味わかりますかね。

○菅野市長公室長

今後の多賀城市の財政経営を考えますと、委員おっしゃるとおり我々も大変危惧しております。今、財政経営担当補佐が申し上げた部分はですね、平成24年度までは市税収入が今回24億円ほど減収いたします。これにつきましては、固定資産税であるとか、免除関係が法令免除でございますので、これについては、震災復興特別交付税の部分で見ていただけるというような制度になってるんです。ただ問題は、25年度以降減免等をしなくなったとしても、多賀城市における固定資産税の評価そのものがかなり下がるのではないだろうかと

いうふうに我々危惧しております。そうした場合に、その減額となった部分というものが、普通交付税のところでどの程度まで見ていただけるのか。差額がかなり大きなダメージになるのではないだろうかという危惧を我々抱いております。歳入の方ではそういう問題があるということですね。それから、歳出の部分については、委員おっしゃるとおり、多賀城市においては行政評価システムというものを導入いたしておりまして、今年度の5月、6月には全事務事業対象に事務事業評価表を全部作成いたします。それに基づいて、通常業務の中の五次総体系に、どこの部分に特に力を入れて、どの部分は少し我慢してもらうかというような考え方を取り入れながら、その辺にめり張りをつけた形で財政的な引き締めであるとか、そういったものも当然考えながら、中、長期的な財政見通しというのはかなり困難ではありますが、見通しをしていかないと委員おっしゃられるとおり、財調がいつまでもあるわけではございませんので、取り崩し、取り崩しという厳しい状況の中で、今経営をしておりますが、その辺の見通しというものをきちんと持った上でやっていかないと、市民の皆さん、議員の皆さんにそういう状況をきちんとお知らせしながら、ともにその辺の痛みというものを分かち合いながら、どう進めていいのかというのを考えていきたいというふうに考えております。

〇竹谷委員

私は多分公室長も理解してると思うんですけれども、18年度の時に、市長就任して間もないころかな、多賀城の財政は危機だということで、その時に財政戦略の指針をつくって、それをやっていかなきゃだめだということで進みましたよね。その検証がどうなっているのかというものも一つあると思うんです。物はつくったはいいけれども、計画はつくったはいいんだけど、最終的にその検証どうなって、どこに欠陥があったのか、どこに効果があったのか、それをきちっと検証して25年度以降の財政計画だって考えていかなければいけないと私は思うんです。18年度つくりました戦略の検証作業は今まで何回やられてきました。〇菅野市長公室長

内部の方で検証の方の作業は実はやっておりました。ただ、今回震災がありまして、大分その時の状況と大幅に変わってしまったということがありますが、それの検証内容も近々お示しをしながら、中、長期的な財政計画という見通しもあわせながら、その辺お示しをしたいというふうに考えております。もう少し、その辺の中、長期的な見通しも含めますと、もう少し時間をいただければと考えております。

○竹谷委員

これ以上話をしてもさっぱりかみ合っていかないと思いますので。私は少なくともあの 18年の時に、財政危機だといって物すごい議論をさせていただきましたよね。やっぱり、23年度は確かに大災害があって、そこまではいかなかったかもしれないけれども、少なくともこういうものを答弁の中に、18年度つくった財政戦略というものを参考にしながら、25年度以降の財政計画についても検討していくんだという答弁を私は聞きたかったんですよ。あなたが今までやってきたと言うんであれば。こっちから示されて初めて「いや、やってき

ました」そういうものじゃないと思う、財政は。もう23年度分はもうやむを得ないです、これはもう大きな問題ですから。そこはあとは申し上げませんけれども。少なくとも過去のそういう危機にさらされたときに、多賀城はいち早く戦略を考え、それを実施した。それはいいか悪いかいろいろ問題があります、中身は。だけど、その中身の問題をきちっと精査をして、今後の25年度以降の財政計画には生かして、また議員にもこういう戦略でやっていくんだということをきちっと、コンクリート固めじゃなく、こういうふうなことでやっていこうとしてるんだけど、議員の皆さん方御意見はございませんかということを提案して、議員の意見も取り入れた中で、多賀城の財政はこうあっていこうじゃないかというものを、私は求めていくべきだと。それをお互いに、議会は議会の立場でチェックをしていく。執行部はそれに基づいて懸命に努力をしていく。もし、国の問題点があれば国に対してお互い手を携えて要請をしていく。こういうプレーがなければ、小さな地方自治は、これは、私は、つぶれていくんじゃないかと。財政危機に、もう至るんじゃないかというふうに思うから、多賀城市が6万1,000人だと言っても、これからの財政を考えればそこまで腹をくくってやっていかなければならないという危惧を私は持ってるんですけれども。副市長いかがですか。

○鈴木副市長

竹谷委員おっしゃるとおりでございまして、地方の財政は残念ながら多賀城だけで決定できるものではなくてですね、国の施策、これは歳入、歳出両面になりますけれども、いろんな施策の影響を受けながら地方財政の確定ということになるわけでございますので、その中で我々として努力するところは努力、それから政策として精査すべきものは精査をする、そういう姿勢で、場合によっては国に対する働きかけも議会のお力もいただきながら適正な方向に努力をしてまいりたいと。そういうふうにいくのが基本的な姿勢だというように考えております。

〇竹谷委員

一つね、これ 24 年度予算を見て感じたことですけれども、25 年以降を考えた場合に、大変厳しく精査をしなければいけない財政事情にあるのではないかというふうに思うので、私の考えるところを申し上げさせていただきました。ぜひ、議会にも隠すことなく財政事情を出していただいて、それでお互いに理解しながらそういう再生シミュレーションをつくっていくということが大事ではないかと思いますので、一言だけ申し上げておきたいと思います。

〇江口委員

市税のことについてちょっと、全般的なことですがお伺いしたいと思います。

特別資料にもございますけれども、市税全般としては減収という厳しい中で、9番36ページですが、市税の滞納繰越見込み額というふうに記述されておりますが、これは平成24年度なんですが、まず確認の意味で、最近の滞納額の増減というか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います、まず第1点。

〇佐藤収納課長

江口委員の御質問は最近の滞納額の状況についてという御質問だと思いますけれども、まず滞納繰越額の推移でございますけれども、まず22年度決算では未納額が……、22年度の滞納繰越額の調定額は4億1,200万円です。21年は3億6,000万円、20年は3億1,800万円ということで、年々増加傾向にあるということでございます。

〇江口委員

私もちょっとインターネットで調べたんですが、年々増加しているというふうに認識を持っておりますが、その一方で、市の方もいろんな補助政策、補助施策を打ち出して、何とか、一方ではそういう手厚い補助ということをやっておられるんですが、この滞納の大きな原因というものは何か分析された資料はございますか。

〇佐藤収納課長

やはり滞納の原因となるものは、景気の動向とか、そういったものも十分あるのかなと思います。まず、平成 19 年に税源の移譲によって所得税から住民税に移行したということで、やはりそこの中で調定額が多くなったということもありますけれども、市税として入ってくるのありますけれども、その分滞納の数もふえているというのが実情であると思われます。あとは、リーマンショック、そういったものの影響で滞納額が増加しているというようなことが言えるかなというふうに認識しております。具体的に個別、個別に滞納整理に当たるわけですけれども、私ども収納の対策するところでは、やはり個別、個別に対応して、その状況を確認しながら滞納処分等を実施していっております。

〇江口委員

先ほどの資料の 24 ページですが、個人市民税 1、個人市民税の例をとりますと、(2) で総合課税による所得割合がやはり大分減少しているということも端的に表れているのではないかと思うんですが、一般的に督促とか、あるいはひどいときは強制執行ですか、そういうことを手だてとして徴収を図るというようなことありますけれども、特にこういう厳しい市税の減収という中では、今までどおりではなくて、ある程度そこら辺を積極的に取り組んでいく必要があろうと思うんですが、その点何か着意されていることはございますか。

〇佐藤収納課長

私ども税を徴収する部門といたしましては、当然税金というものはやはり公平、公正でなくちゃいけないというような認識を持っておりますので、やはりこれは法にのっとり、財産調査も積極的にしなくてはいけないし、そういったものが、財産があれば当然差し押さえとかそういった強制処分というものは、これは法に基づいてやっていかなくてはいけないことだと認識しております。ただ、今回のような災害があって、どうしても財政的に差し押さえ処分することによって生活困窮になってしまうとか、そういった場合においては、これも法に基づいて納税の徴収猶予とか、そういった制度がありますので、その辺はやはり個人、個人にきめ細やかな調査をして対応をしていくということであります。当然、税の公平、公正であることから強制徴収もこれはやむを得ずやっていかなくちゃいけないというような認

識でございます。

〇江口委員

税金の徴収って大変難しいと思います、特に滞納額についてはですね。ただし、安心、安全、豊かなまちづくりにおいては、やっぱり税金の滞納に対する徴収、そして片方ではその市民に対する補助施策、これはもろ刃の剣だと思うんですよ。したがいまして、やはり正当な理由なくして滞納している方には積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。以上です。

〇昌浦委員

江口委員と似ておるんですけど、税の方じゃなくて使用料とか負担金の関係なんですけど、一つは 18 ページにあります保育所入所児童保護者負担金滞納繰越分、これは資料の5です、歳入ですから。それから同じく、同じ資料5の60ページ、これは雑入に入っておりますけど、これ学校給食の方の5の2なのかな、学校給食費実費徴収金過年度分、これ二つあるんですけど、自治法上は過去5年度まで滞納繰り越しの金額だと思うんですが、各年度の保育所、それから学校給食すべてですね、各年度のですね、これから24年度に繰り越す額の分の年度で結構ですから、件数といったらいいんでしょうかね、世帯数、これをちょっとつまびらかに知りたいんです。(「保育所も両方だよ」の声あり)

〇佐藤収納課長

まず私の方からは保育料に関して御回答申し上げたいと思います。ちょっとお待ちいただ きたいと思います。

大変申しわけございませんけれども、各年度の年度ごとのちょっと滞納の件数については、ここで申し上げられませんけれども、22年度の数字だけは今手元にございますので、御説明申し上げます。22年度の保育料の納税義務者数は550名でございますが、22年度の現在未納者は30人というような状況になっています。あと、各年度というような御質問でしたが、ちょっと今確認できませんので後ほど調べたいと思います。

○佐々木学校教育課長

詳しい資料手元にございませんので、後で御提示をしたいと思います。

○金野委員長

昌浦委員、それでよろしいですか。

〇昌浦委員

やっぱりね、予算委員会ですよね。やっぱりそのくらいの資料はね、持ってくるべきだし、 資料としてつくってなきゃだめですな。今手元にないどうのこうのなんていうのはね、これ は甘いと思うんだな。滞納繰り越し分ですよ、これ。その点、もう一回。

〇佐藤収納課長

大変失礼しました。まず、件数というお話でございましたが、金額について御説明申し上げたいと思います。金額でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

まず、22年度の繰り越し想定額は、1,370万です。21年は1,130万。20年は1,080

万。ここ3カ年ですとこういう状況になっております。

○佐々木学校教育課長

すみませんが、本日失念しておりまして資料を持ってきておりませんので、すぐ用意をしたいと思います。

〇昌浦委員

では、まず保育所の滞納繰り越し分なんですけど、過去3年間といったらいいのかな。少なくとも22、21、20と、全部1,000万超えてるんですよね。これはね、いくらリーマンショックだ、それが景気的な後退だ云々言ってますけれどもね、働きにお出になっているからこそ保育所にお預けになってらっしゃるという理屈ですよね。それでどうしてこういうふうに滞納繰越額がこうやって常時、コンスタントに約1,100万以上が、まあ1,080万もありますけども、発生するのか。それから、学校給食なんですけどね、60ページを見るとね、繰り越し末納額ですね、100分の15ということは、15パーセントしか収入できないという、はなからあきらめてるという感じにとっていいんですか。3,279万3,263円掛ける100分の15、491万8,000円って、滞納繰り越しだからこのくらいしか取れないんじゃないかという、その見積もりでお書きになっているというふうに承知していいんですね。これは学校給食だけ聞きます。

○佐々木学校教育課長

なかなか臨戸訪問やら通知で督促状を出しているんですが、その実績を考えて 100 分の 15 とさせていただいているわけですが、正直申し上げましてなかなかこの数値までにも届いていない現状もあることは事実でございます。

〇昌浦委員

両方、保育所、学校給食含めてなんですけど、昨年の東日本大震災で生活環境や、それから 収入状況が激変した家庭もおありだと思います。ですけれども、滞納にはかねて私二つある と申し上げてましたね。滞る方の滞納と、もう一つは怠る方の怠納。滞納には二種類あるん です。ですから、支払いの能力があるにもかかわらず滞納している保護者には、やはり厳し い態度で臨んでほしいと思うんですよ。それで、平成 24 年度は、やっぱりこれを抜本的に 変えるような方策等をお考えなのかどうかだけ、両方お聞きしたいと思います。

〇佐藤収納課長

まず、我々は、収納部門といたしましては、給食費については別でございますが、市税含め 国保税、保育料、あと市営住宅、そういったもの、収納の担当をしております。当然これは 公平、公正でなくちゃいけないというような認識でございますので、震災だからというわけ ではございません、常日ごろから私たちは調査をして、調査して財産があれば当然強制処分 というものをやっていかなくてはいけないというような認識でございます。まず、我々はで きる限りの調査をして、収納率の向上に努めてまいりたいという認識で、そういった意気込 みで臨んでいきたいと思っております。

○佐々木学校教育課長

収納課長と同様でございまして、私たちも私債権条例ができた際からも、督促状にも明記はしておりますけれども、今後、収納課と連携したシステム構築を平成22年度来図ってきたわけでございますが、東日本大震災の関係で、そういったシステム構築が一時中断しておりますので、平成24年度以降、そちらの方の連携強化も含めてさらに徴収に当たっていきたいなと思っております。

〇昌浦委員

質問だけを、こちらしていたんではね、片手落ちになると思いまして、学校給食に関してなんですけど、滞納の解消策を探ってみたんですよ、私自身。あったんです。今からその例を申し上げます。昨年の11月7日のNHKのニュースに出たんですけどね、埼玉県八潮市が3年前から小中学校の給食費を滞納している保護者に対して簡易裁判所を通じて支払いの督促を求めた結果、滞納額がおよそ10分の1に減ったんですよ。いわゆる簡易裁判所を利用しての支払い督促、これを八潮市は使ったんです。これも一つの有効な手ですから、皆さんがお寒い中、あるいは暑い中、臨戸徴収、それも結構ですが、ないの一点張りですごすごと帰ってくるんだったら、確かに手数料はかかります、しかしながらその手数料は訴訟の場合の半額ですから、この辺は少し検討に値するし、確かに全然費用がかからないわけではないけれども、一般の裁判とは違うんですからね。これは印紙を払うというか、つけるだけでできるので、この辺あたりを少しきちんと勉強してみてね、利用できるんだったら利用してほしいんですよ。これは、たまたまなんですけれども、学校給食の滞納整理をどうやったらいいのかというのをかねてね、ずっと同じ金額が毎年毎年残ってるんですよ。

それから、保育所に関してもそうです。滞納繰り越し分、昨年よりたったの4万7,000円の違いじゃないですか。昨年が189万8,000円、今年度が185万1,000円、4万7,000円の差ですよね。これじゃやっぱり先に進まないので、こういう先進地の事例なんかも十二分に取り入れて、督促の実を上げてほしいと思います。それに関してしかるべき人にコメントをいただきたいんですが。

○伊藤市民経済部長

ただいま昌浦委員から保育料等の使用料、実費徴収費に係る滞納処理について簡易裁判所 というようなことも御紹介ありましたけれども、そのような先進的に処分等行っていると ころ、状況等を資料収集なり、あるいは視察するなりして、これからの処分事務に滞納整理 事務に生かしていきたいと、このように思っております。以上です。

〇昌浦委員

ただいまの答弁を聞いて、24年度は少しでも解消の方向に進んでいくものだと期待してやまないところでございます。なぜかというと、やっぱり税の公平、それから使用料といっても、ごね得とか逃げ得を発生させるのはね、やっぱり、何て言うか、同じ行政をやっていて、片方にそういうので得したなというふうなことが思われるようなことは、なるたけやらないでほしい。しかしながら、先ほど申し上げたように、激変している家庭もあるということも考慮に入れて、その辺は進めていっていただきたいと思います。以上です。

○藤原委員

まず最初に、資料のお願いをしたいんですが、(「資料、はい」の声あり)事務局を通してお願いをしていたんですが、ここ 10数年の主な市税収入の推移と地方消費税、交付金の推移の資料をお願いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○金野委員長

はい、事務局を通じて資料の提供がありました。オーケーですか、じゃあ配付いたします。 (「続けていいですか」の声あり)

○藤原委員

資料の5の6ページです。市民税の個人の均等割ですね。上のところに均等割額2万9,392人掛ける3,000円となっています。これは、26年度から均等割を県税分500円、市税分500円増税になるということでした。そうすると、26年度から2,939万2,000円、まあことしの予算ベースでいうとそのぐらいの増税になるんだというふうに理解してよろしいのかということですが。

○郷家税務課長

はい、今委員おっしゃられたとおりでございます。

〇藤原委員

これは条例審議のときにどなたかも言ってたんですが、今宮城県は環境税を導入しています。これは市町村分が幾らで県分が幾らかわかりますか。

○郷家税務課長

はい、みやぎ環境税につきましては、個人に関しましては年 1,200 円、これはすべて県税 でございます。

○藤原委員

県税で 1,200 円が上乗せされているということだね。そうすると、さっき言ったいわゆる 復興財源をつくるということで、県と市で 1,000 円上がる、26 年から上がると。 一応環境税は 23 年から 27 年でしたっけ、これは。答弁ください。

○郷家税務課長

はい、みやぎ環境税は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、個人につきましては 年 1,200 円ということになっております。

〇藤原委員

そうするとね、宮城県の場合には 26 年度と 27 年度は、いわゆるみやぎの環境税と、それから国が決めた県と市の 1,000 円がダブることになるんですね。まあ、このくらいは環境税はやめてもらった方がいいんじゃないかと他の方も言ってましたけど、私はそういうことをきちんと市長としては知事の方に言う必要があるのではないかと。被災地から何でそんなに金を取るんだということで、言わなきゃないではないかと思うんですけれども、市長いかがですか。

○伊藤市民経済部長

みやぎ環境税、年額 1,200 円、今御紹介あった藤原委員の方から、26、27 年度、今回の 県民税、市民税それぞれ 500 円、計 1,000 円と合わせて、この 2 カ年間は 1,200 円と いうことで、実質 2,200 円増額といいますか、時限的にそういう均等割が高くなるわけで ありますが、これにつきましては、一昨年の県議会で決まったというようなことでございま して、本市においては両方の環境対策を図る意味から、それも交付金という形で使わせてい ただいているというような状況であります。これにつきましては、本市のみならず、県全体 にかかわる事項でございますので、それに沿って我々は粛々と事務を進めていかざるを得 ないというのが、そのような状況でございます。

〇藤原委員

市役所の財布だけ考えるとそういうことになるわけだね。だから、払うのは住民なんです。 多賀城市の3割の人たちが被害をこうむっていると。その環境税をつくった状況では、こ ういう災害がまさかあるなどとは想定していなかったわけで、ただ私はね、市長はきちんと 知事に言えるじゃないかと思うんですけどね。いかがでしょうか。

○伊藤市民経済部長

ただいま均等割の引き上げについて、このような震災で大分納税者の方、生活再建に困っているから、減免というようなことで、既にもう市の方では被災された方々には相当の軽減する措置を講じておりますので、その部分で御理解をいただきたいというように思っております。

〇藤原委員

これね、極めて政治的な問題なので、私は市長に聞いてるんですよ。だから、市長にきちんと答えさせてください。委員長よろしく。

○菊地市長

今、震災は当然予想されなかったということで、できればこういう状況の時には払わない方がいいのはだれしも同じだというふうに思います。だけども、その環境税でどういうふうなことをやっているのか、私もちょっと具体的に把握しておりませんので、その辺を把握してから誠実な答弁を申し上げたいというふうに思います。

〇藤原委員

県税と市税の増税は26年度だから、まあ再来年からになるのかな、再来年度。だから、まだ間があるので、これはぜひ知事の方に申し入れやっていただきたいと思います。

それから、条例審査のときに、復興財源ということで増税はするんだけれど、増税になった 分が交付税の基準財政収入額に算入をされて、75%分は交付税が減らされる仕組みになっ てるんだと。だから、復興財源にならないんじゃないかというふうに指摘をしましたら、ま あはっきりと答えなかったような気がしたけれども、制度上はそうなるんだという話でし た。じゃあ、国にその金は残るのかというと、そういうわけでもないでしょう。どうですか、 ちょっと今の関連で。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

先日、審議の中で出た増税分なんですけれども、やはりその部分は国の方の収入ということになりまして、それは復興財源の方に回されるということ、それは間違いないというふうに思っております。

〇藤原委員

住民税の増税とか、所得税の増税と一緒に、法人税の5%減税がやられたんですよ。だからね、法人税の5%減税分が結局交付税の財源不足になるんだね。結局、回り回ってどういうことになっているかというと、今度の1,000円の住民税の負担増というのは、結局法人税の減税分の穴埋めになってるんですよ。そういう意味ではね、復興財源、復興財源と言いながら、全くでたらめなやり方だということを、私は指摘しておかなければいけないと思います。これはまあ皆さんの責任じゃないので。

それから、二つ目の質問ですね。同じ市税のところなんですが、民主党政府は、子ども手当を出すんだと、1万3,000円出すんだということで、年少扶養控除を廃止をいたしました。 15歳未満は廃止ということで、それで所得税は既に年少扶養控除の廃止で当然始まっているんですが、住民税はことしからの増税になるというふうに理解してよろしいですか。

○郷家税務課長

はい、24年度課税分からになります。

○藤原委員

今年度から、今年度というか24年度からということですね。それで、どのぐらいの増税になるかというと、住民税の扶養控除額は1人33万です。住民税の税率は一律10%ということになります。そうすると、単純に3万3,000円、15歳未満の子供1人当たり3万3,000円の増税ということになるんです。2人いると6万6,000円の増税ということになるんです。所得税の方は最低税率が5%なので、住民税よりはその影響が少ないんですけどね。この子供1人3万3,000円の住民税の増税というのは、何か救済措置があるんですか。一方では自民党、公明党、民主党3党で子ども手当はだめだといって、いわゆる支給額を減らしたわけだよね。年少扶養控除の廃止だけ残ったんですよ、結局は。その辺について救済措置が何かあるのかということなんですが、いかがですか。

○郷家税務課長

今、委員御指摘のあったとおり、年少扶養控除につきましては御説明あったとおりでございます。その税制上の救済という部分については特に把握してございません。

○藤原委員

結局ないということですよね。子ども手当は減らすと。年少扶養控除の廃止だけは残ると。 これはもう大変なことです。さらに大変になるんじゃないかと心配なのは、今所得税と住民 税の額で保育料決まってますね。これについては救済措置はきちんととられるんですか。

○但木こども福祉課長

24 年度の保育料の算定に当たりましては、今回の年少扶養控除の影響額が発生するということで、それらの控除をしない形で所得税を算定するということの税額の計算シートがご

ざいまして、それを適用した上で保育料を決定するというふうになります。

○藤原委員

保育料に限ってはその影響ないような措置がとられているというふうに理解していいんで すね。

〇但木こども福祉課長

基本的には保育料というようなことで措置がきてございます。

○藤原委員

この税金をもとに、ほかにいろんな料金が決まっているのではないかと思うんですが、保育料がそういう措置だということなんですが、ほかに何か影響することは出てこないんですか。(「休憩後でいいです」の声あり)

○金野委員長

はい、わかりました。ここで 10 分間の休憩をいたします。再開は 11 時 10 分。

午前 11 時 O2 分 休憩

午前11時10分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので、再開いたします。市長公室長。

○菅野市長公室長

先ほど藤原委員の方から資料の問い合わせがございましたが、年少扶養控除関連に及ぶ使用料等の各影響につきましては、2年前に一たん議会の方に多賀城市における影響調書みたいなものを出しておりました。ただ、その後、いろいろまた制度的にいろんな使用料関係のところで変更もあると推察されますので、もう一度検証をした後に改めてその資料を出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金野委員長

よろしいですか。

○藤原委員

それで結構です。続けていいですか。(「はい」の声あり)

先ほど、「市税収入・地方消費税交付金の状況」という資料をいただきました。税と社会保障の一体改革ということで、社会保障は削ると、消費税はふやすと、そういう議論がされています。それで、政府としてはそれをやりたいというふうに言ってるんですが、地方六団体としての受けとめはどういうふうな状況になってるのかということなんですが。

○菅野市長公室長

今御質問のあった件でございますけれども、地方六団体の一構成員として全国市長会の方での動きでございますけれども、23 年の 11 月 17 日に国と地方の協議の場ということで、社会保障・税一体改革分科会というものが開催されまして、その時には副会長である高松市長が出席いたしまして、地方の考え方という部分で、国の方が示しております消費税の

8%と、それから 10%ですか、これの考え方について意見を述べております。このときには、地方単独事業を正当に評価すべきであるというような内容の発言を、このときは代表としてしております。また、平成 24 年、ことしの 2 月 9 日に、総務大臣地方 6 団体の会合がありまして、その中に全国市長会の森会長が出席をいたしまして、やはり地方単独事業を幅広く充当できるようにと、そういうふうになった場合にはそのようなことも考えてほしいというような意見を述べておりますが、全国市長会全体としてどうあるべきなのかという積極的な議論等は公的な場ではなされてございません。

○藤原委員

そういうことのようなんですが、その地方六団体としては、安易に是認するのはいかがなも のかなというふうに思ってるんですね。その、いわゆる消費税のアップをですよ、地方自治 体の財源になるからといって、安易に乗っかっていいものかどうかというのは、私は大いに 疑問を持っているんです。それでこの資料を出してもらったんです。それで、平成 9 年度 のところを見てほしいんですが、これは橋本内閣のときで、前年度まで緩やかに景気が回復 してきたんです。それで、平成8年度の景気を反映して、平成9年度の多賀城市の市税収 入は 83 億 2,100 万円だったんです、このときね。 ところが、 平成 9 年度に橋本内閣が何 をやったかといいますと、消費税を 3%から 5%に引き上げた。大体 5 兆円の増税です。 それ以外に、社会保障の改悪等をやって、トータルで 9 億円の国民の負担増を打ち出した んですよ。そうしたら景気が一気に悪化しまして、市税収入がどんどん減っていったんだよ ね。消費税は上げたから、当然地方に来る金もふえました。平成9年度の合計でいうと、1 億 3,279 万 9,000 円だったものが、平成 9 年度から消費税を上げましたので、平成 10 年度には 5 億 8.415 万 4.000 円にふえました、多賀城に来る消費税分が。だけれども、 市税合計でいうと、83 億 2,100 万円から 78 億 2,100 万円に減りまして、実に 5 億円 の市税収入が減ったんです。だから、要するにね、消費税が上がって、消費税が自治体に来 る分以上に景気が悪くなってね、市税収入が減ったんですよ、このとき。だから、トータル でいうと、消費税値上げしても、地方に来る、地方に来ると喜んでいられないと。 景気が悪 化して、個人住民税も法人の住民税も減収になって、トータルとしてはかえってマイナスに なるんだと。これが平成 9 年のときの橋本内閣の教訓になったというふうに私は思うんで すけれど、市長その辺いかがですかね。全国の市長会に出てくるのは市長なので。

○菊地市長

消費税問題に関しては、先ほど市長公室長が言ったとおりでございまして、また、市長会では何ら消費税の問題については討議はされておりません。今の多賀城市にとっての平成 9年度、10年度、その辺のこと、詳細まで私も調査したわけではございませんけれども、確かに消費税が上がって市税収入が減ったということかもしれませんけれども、今の野田内閣は、消費税を上げるということで頑張っているわけでございますけれども、もう少し今の国会の様子を拝見しながら、消費税問題に関しては考えていきたいというふうに思います。

○藤原委員

六団体、あるいは全国の市長会で態度を表明しているわけではないというのは私も承知しました。ただ、市長が出て行ったときに、自治体にとってはそういう現状があるんだということはきちんと認識をしておくというのは大変大事だと思うんですよ。特に、市税全体で言うと、ピークが平成9年度で83億でした。それが、平成16年、17年、18年あたりは約10億円減っていますね、市税全体が。それから、市民税だけ見ると、12億ぐらいも減ってるんですよ、市税だけ見ると。これは、ただ単に景気が悪化しただけの話ではないというのは私もわかっています。要するに、景気対策でね、減税やったりしてました。法人税の減税もやったし、所得税の減税もやりました。リーマンショックもありました。ただ、直後のやつ見るとね、明らかに景気が悪化して落ち込んだというのははっきりしているわけで、まあ、この辺をきちんと重要なデータとして頭に入れておいて、県内の市長会なり、全国の市長会のときには大いに発言をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。以上です。

〇金野委員長

ここで、市民経済部長より発言を求められています。

許可します。市民経済部長。

○伊藤市民経済部長

先ほど昌浦委員から、学校給食費及び市税等の滞納処分事務について簡易裁判所に申し立てて滞納額の軽減の例を御紹介されました。それで、その回答の中で私、今後先進地の事例等を研究してまいりますとのお答え申し上げました。改めて確認させていただきましたところ、学校給食費につきましては、私債権であり、強制徴収権がございませんので、裁判所に申し立てて徴収となりますが、一方におきまして、保育料につきましては、児童福祉法第56条の規定によりまして、国税等の滞納処分の令によりまして、強制徴収できる債権となっておりますことから、改めて確認をさせていただきました。今後とも、先ほど収納課長が申し上げましたとおり、滞納処分につきましては税の公平、公正さを欠くことのないように対応してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

〇昌浦委員

私も、「あれ」って、回答を聞いた時ね、僕は給食の方だけ聞いたような気がしてたんですけど。まあ、一緒なのかななんて思ったので。改めて、学校給食に関してですね、私ども提言させていただいた分を、当局側としてはどうお考えなのかどうか、コメントを発していただきたいと思います。

〇大森副教育長(兼)教育総務課長

ただいまのお話にもありますとおり、推進事例ということで裁判所の関係の利用ということでございますけれども、今市民経済部長の方からもお話しありましたとおり、学校給食費については私債権ということでございますので、正当にのっとった形で進めさせていただくように考えていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〇昌浦委員

私債権はいいんですけど、督促の催促というか、やれるんですよね。八潮市がやっているようにですね。もう終わったものだと思って片づけちゃったんですけど、すごいんですよ、10分の1に減額しているんです。ですから、私債権であろうとも何でも督促かな、できるんですよ。そのため申し上げたので、今の答弁だとちょっと何か大丈夫なのかなという感じなので、もう一回お願いしたいと思います。

〇大森副教育長(兼)教育総務課長

大変申しわけございません。他市の状況等も調査、研究しながら今後しっかりと進めさせて いただきたいと思います。

〇萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

補足でちょっと説明させていただきたいと思いますが、私債権に関しての支払い督促関係の手続なんですが、多賀城市の方で私債権に関する条例を定めておりまして、その中で処理ができるような形で、その手順なんかを定めた条例、あるいはそれを受けて各担当部署の方でマニュアルをつくってそれを進めるというようなことが決められております。ですから、委員おっしゃったように、御紹介いただいたように、確かに多賀城市の方でもそのような制度としての手順といいますか、仕組みというものは、もう既に構築しているということになりますので、この点ちょっと補足させていただきたいと思います。

〇昌浦委員

補足しなきゃよかったね。何で、じゃあ、なぜやってないんですか、それじゃ。そこまでやってるのになぜやらないんですか。23 年度あたりにも着手すべきだったんじゃないですか。何で補足なんてそういう余計なこと言わなきゃだめなの。できてるんじゃないですか、それじゃ。まともな議論としてやってるのに何だよそれは。サボってるとしか言いようがないよ、そうなると。これはね、私はね、今の補足説明許せないな、そうなると。できてるのに、じゃあ何でやらないんですか。だれか答弁してください。

○菅野市長公室長

ちょっとうちの方の補足説明がちょっと舌足らずのところがありました。一応制度上はそういうふうなことができるんだというふうなことで、内部の方で、中の方で議論していたところでございます。その辺の詳細については、23年度からやっていきましょうということでございましたけれども、何度も引き合いに出して大変申しわけございませんけれども、3.11の大災害で、その辺の、その後の事務上の手続なり打ち合わせができなかったということでございますので、今後、24年度からその辺を活用していきたいと存じておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇昌浦委員

あのね、横の連携がなっていないという証拠なんですよ、今の答弁は。それから、津波で、 そんなにそんなに忙しい、あなた方。1時間、2時間ぐらいね、伝達するような講習なり何 なりね、こういう研究をしてこれができるようになったよみたいなね、できるんだというこ とができなかったくらいに忙しかったんですね、あなたたちは。私からすれば今の答弁なん て詭弁でしかないよ。舌足らず云々という枕詞でおっしゃったけどね。要はやっていないと いうことでないですか。私はそう受け取るな。もしそうでないんだったらもう一回答弁くだ さい。

〇金野委員長

昌浦委員、先ほどの市長公室長はね、内部議論として平成 23 年度 3.11 のためにやって、 24 年度から市長公室長は取り入れると言ってるんですよ。それについてもう一度答弁を求めるんですか。

市長公室長。

○菅野市長公室長

内部の方で、横の連携を密にしながら、それぞれの担当各部署が同じような形できちんとで きるように制度設計をきちんと横の連携をとりながらやっていくように、早速関連部署を 集めながらその辺を周知徹底を図りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

〇昌浦委員

わかりました。しかしながらね、そういうふうにお考えになっていて、いいですか、今税収 が落ち込んでるんですよ。できる限りお金を多賀城市は集めなきゃならないんだろうなと いう予測から私は 1 月からこの問題取り組んでたんですよ、いろいろ調べて。先ほどの八 潮の例を言います、この際ですから。 督促を始める前の平成 19 年が 672 万だったんです けど、昨年度はというから去年のだからその前のことかな、年度で言うと 2010 年度あた りか。それね、672 万だったのがね、77 万になったんですよ。まさに 10 分の 1 でしょ う。これ何で早く、やっぱり手をつけないのかなと。税の公平、税の公平、あるいは支払い ただく分はね、応分の負担をしていただくというのが市のいろんなものの中のサービスの 中にあるじゃないですか。やっぱりこういう方法論というのは、早目にもう、暇がないなん ていうのは言いわけでしかない。朝 8 時から 10 時半ぐらいで終わる話だ、こんなの。こ ういうふうにやれるよと、ひいては裁判所の、簡易裁判所でも何でもいいから、インターネ ットね、私が調べたのは裁判所という中に支払い督促というの、こういうのちゃんと載って るんだもの。これ見れば簡単な話じゃないですか。ですから、津波、それから震災の復旧等々 おっしゃってるけれども、じゃあ8月のお盆前後あたり、担当者だけ集まって2時間の会 議を持てなかったのかなと。そんな忙しかったですか。ですから、真剣になってやってほし い。まあ、来年あたりから検討して頑張っていただくということなんで、大いに期待すると ころですが、知っていたならやらなきゃだめですよ。どうかその辺は、これからは気をつけ てやっていただきたいと思います。終わりです。

○竹谷委員

項目に入る前に、ちょっと人件費の関係についてお聞きしたいんですが、今回の人件費を見ると、通常と災害と二つあります。私が聞きたいのは、通常でいく人件費、講習も含めて人件費とのくらいで、今回、災害によって発生した人件費の額はどうなっているのか、ちょっ

とお聞きしたいと思います。

〇竹谷総務課長

はい、お答え申し上げます。一般会計で申し上げたいと思いますけれども、資料の9の17ページをお願いしたいと思いますけれども、本年度、平成24年度の人件費の一般会計合計が約41億7,000万ということになってございます。前年度と単純に比較をいたしますと、37億4,000万ということで、約4億円の増額となってございますけれども、この中での通常分ではということでの御質問ですが、災害経費を除く場合、大きくは今回の震災に伴う緊急雇用等の対応で、主に非常勤職員が約40名増員されております。これらの経費が約7,800万円。それから、自治法派遣の34名分の経費がこの中に入ってございます。それが約3億5,400万円。これらを合計いたしますと4億円を超える額になりますので、増額分に関しましてはほぼ災害関連ということで、人件費総額的には職員数も減っておりますので、減額になっておると。通常ベースで考えれば減額になっていたことであろうというふうにとらえております。

〇竹谷委員

緊急雇用の問題の 19 事業については後で改めて質問しますが、非常勤職員 40 名、まあ派遣職員は先方に従うということになっていくと思います。非常勤職員の 40 名は、市の非常勤職員の雇用報酬は 2 段階に二つの制度あると思うんですけれども、この 40 人はどちらの制度を活用するんでしょうか。わかったかな。

○竹谷総務課長

委員御指摘のとおり、非常勤職員には非常勤の特別職、それから非常勤の一般職がおりますけれども、ただいま申し上げました非常勤職員に関しましては、一般職に属する非常勤職員というようなとらえ方をしてございます。

〇竹谷委員

そうしますと、月額 13万 5,600 円を適用したというふうに見ておいていいですか。

○竹谷総務課長

非常勤職員の任用条件、報酬に関しましては、段階がございますけれども、13万5,600円、確かにそういった条件の非常勤職員もおりますので、その区分による任用というふうな考え方をしてございます。

〇竹谷委員

それから、退職者を任用の最低月額はいくらですか。

○竹谷総務課長

ただいまの御質問は非常勤の専門員ということでの区分による御質問かととらえました。 非常勤専門員につきましては、報酬額、段階がございますけれども 17万 2,200 円での任 用を予定してございます。

〇竹谷委員

はい、わかりました。これは後でまた、これと人件費の関係で、先ほど言いました災害関係

の補助金による緊急雇用の問題について、後で追加して質問させていただきます。わかりま した、このような方法で予算組みをしたということですね。はい、わかりました。

次、本来であると時間外手当の問題もちょっと質問したいところなんですけれども、こういう時期ですので、相当事務的に何が起きるかわからんという状況があると思いますから、時間外問題については今年度は、今回は質問することを控えさせていただきます。

資料の5の、もう既に資料請求したから担当課ではわかってると思いますが、42ページ下の方に、自殺対策強化事業補助金というものがあります。これは宮城県の方から来てるようですが、この事業内容がどういう内容なのかお聞きしたいと思います。

○浦山健康課長

歳出の方のこころのケア看護事業というのがありますけれども、訪問業務ということで週1回の精神科看護師、精神保健福祉士等による対象者の訪問事業ということで90万9,000円の委託料を計上しておりますけれども、それに対するものでございます。

○竹谷委員

多賀城市は対面相談事業をやろうとしているのか。ここに実施事業は 1 から 5 までありますけれども、この補助金の申請について、対面型相談、電話相談、人材育成、普及啓発、強化モデル事業、こういうのがありますけれども、これはどれを、どの項目を主体としてやろうとしてこの予算が、補助金が発生したのか。

○浦山健康課長

1 行目、メニューの 1 番目なんですけれども、対面型相談支援によるものでございます。

〇竹谷委員

これも臨時に職員を雇用してこの事業をやるのか、それとも今のいる人員の中でやっていこうとしているのか、その辺はいかがですか。

○浦山健康課長

委託事業としてやる予定になっております。

〇竹谷委員

これは歳出の絡みがあるので、ここで質問していいかどうかわかりませんが、委託というと、 また社会福祉協議会じゃないでしょうね。

○浦山健康課長

まだどこに委託という具体的なものではございません。

○竹谷委員

現在決まっていないということですね。(「はい」の声あり) はっきり言ってくださいよ。というのは、次もあるんですよ、いっぱいそういうのが。今回の震災に絡んでね、新しい県なり国の補助金があってね、この種絡みがいっぱい出てきているんですよ。だから聞いてるんですよ。飽和状態にならないかというような気がしてならないもんですから、それで聞いてるんです。歳入で申しわけないけど聞いてるんですよ。

○浦山健康課長

まだ契約等行っておりませんので、具体的な会社名は決まっていないということでござい ます。

〇竹谷委員

後で、別な面でまた質問させていただきますけれども、いいです。まだ決まっていないというんですから。それはそれで、置いておきましょう。

次にね、3点しかやれないんだよね。44ページ。

地域農業経営再開復興支援事業交付金というものが発生しまして、今回多賀城市もこれに手を挙げまして、これを県から補助金をもらうことにいたしました。これもいろいろな調査項目があります。こういうのをやるから交付金下さいという申請しました。多賀城市は、私の手元にある経費の区分では、農業経営対策地方公共団体事業補助金という名目になっていますが、いろいろあるわけですけれども、主にこの事業の面は何をやろうとしているのか。

〇狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

地域農業経営再開復興支援事業補助金ということで、360万円を支出してもらうことになっておりますが、これは、一つは経営マスタープランということでつくっていただくと。これにつきましては、地域内でよく話し合いをして、その中心となる経営体を定めてくださいと。それに農地の集積をして、その経営体が地域農業の復興を図るように進めてほしいということが目的のようでございまして、これにつきまして、今、復興委員会をつくっております。その復興委員会の中でこれらを進めていきたいと考えております。それで、もう一つは、これから、今回被災した農家の方々が離農する、あるいは遺産相続なんかで経営がうまくできなくなったというようなことの前に、農地の集積ということで、その中心となる農家の方々に委託をした場合、つまり農地利用集積円滑化団体というのがございまして、これ農協にございますが、これに貸し付け先の相手を指定しない委任契約をした場合には、10アール当たり3万円ということで補助金を出すということでございますので、そういう補助事業を進めていきたいということで、この事業を取り入れております。

〇竹谷委員

多賀城の農業のマスタープランといいますか、そういうもの、方向づけをこの資金を使って 検討していくんだと。あわせて後継者のいないような農地についての補助金申請等も含め て、このマスタープランで考えていくんだという理解でよろしいんですか。

〇狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

はい、そのとおりでございます。

〇竹谷委員

そういうプランですけれども、実際にマスタープランつくって、実施計画をつくり上げる、 その時の裏づけはきちっとなってるんでしょうか。財政的裏づけは。

〇狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

はい、この事業は国の補助金で県を通じてくるというもので、補助率が 100%ということで説明を受けております。

〇竹谷委員

国からのその事業実行に当たっては、それなりの補助金は国から交付できる、されるんだという、きちっとメニューを確約しておりますか。そういうメニューをきちっと持っていますか。その辺お聞きしたいと思います。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

東北農政局の方から御説明、わざわざ係長が来て説明しております。こういう内容でやるということで、今回、津波により被災した市町村、50 市町村ですが、この市町村対象にこの事業を交付するんだということで説明を受けております。

〇竹谷委員

わかりました。マスタープランとか、いろいろな計画書が国の指導でつくりますけれども、 実際に実行するに当たってはその裏づけがないというのが今日まで多く見てまいりました。 まあ、後で歳入の問題でも結構ありますので質問しようと思っていますが、そういうことが ないように、きちっと裏づけをとっておって、そのことが実際に実現できるような体制を担 保するように努力をしていただきたいということだけお願いしたいと思います。

○金野委員長

以上で財政状況全般及び歳入の質疑を(声あり)まだ、はい、竹谷委員。

○竹谷委員

まだあるんじゃないですか。

○金野委員長

また新たにね。はい、竹谷委員。

〇竹谷委員

いいの(「いいですよ。あと竹谷委員しかおりませんので」の声あり)

44 ページの先ほど話していますが、震災等の緊急雇用事業 19 事業について資料をお願い したところ、これに従事する人が 167 名いるというふうに私の手元の資料請求にこれが出 ておりますが、これで間違いございませんか。

○菊田商工観光課長

この資料のとおりでございます。

〇竹谷委員

総務課長にあんまり質問したくないんだ。総務課長、お聞きしますが、40名とあなた説明した。非常勤災害事業関係の40名と167名、合わせると200名を超える災害関係の非常勤職員が今回発生するという読みかえをしておいてよろしいんですか。

○竹谷総務課長

お答え申し上げます。約40名の増員といいますのは、委員御指摘のありました非常勤職員のうち月給での報酬お支払いの方々、昨年度は約100名いらっしゃいました。平成24年度はそれが140名ということで40名増員になってございます。それらの方々の任用形態につきましては、その財源といたしまして緊急雇用の補助金の適用を受けて任用する方も

いらっしゃれば、あるいは一般財源でもっての任用という方もいらっしゃいますので、必ず しもその緊急雇用の 167 名は内数ということで御理解いただければというふうに考えて ございます。

〇竹谷委員

167に入ってるということ。

○竹谷総務課長

167名の内訳につきましては、直接雇用の方もいらっしゃれば、あるいは委託の方も入っておられるように感じられますので、その辺につきましては担当課長の方からもう一度説明をさせていただきます。

○菊田商工観光課長

今、総務課長がお話ししたとおり、この 19 事業につきましては、直接事業は 7 事業、委託事業が 12 事業ということでなっております。

○竹谷委員

だから、ごめんなさい。わかった、71 名はこの 140 名の中に入ってるという理解かな。 その辺を聞いてるんですよ。

○竹谷総務課長

はい、そのような御理解でお願いしたいと思います。

〇竹谷委員

そうすると、委託事業の96名の人件費計上は、先ほどと同じ質問になりますが、どのケースを使っての算出でしょうか。

○菊田商工観光課長

ちょっと確認、ケースでよろしいんですか。すいません、当初予算、24 年度の歳出のとき に御説明申し上げておりますけれども、各課の事業の中に入っております。

〇竹谷委員

ちょっと聞いて、このね、これがあるんですよね、多賀城の資料があるでしょう。もってあなたたち予算つくるでしょう。非常勤職員、週30時間勤務報酬基準表、臨時職員及び非常勤職員30時間未満勤務賃金基準表というのがあるでしょう。これはどれを使って、どっちを使ってるんですかって聞いてるんですよ。それぞれに入ってるのはわかってるけど、それぞれのこと言うわけにいかないから、総括的に聞いてるんですよ。意味わかる。

○菊田商工観光課長

非常勤職員の方を使っております。

○竹谷総務課長

はい、お答え申し上げます。直接雇用する緊急雇用に係る任用につきましては、ただいま委員御指摘のとおり非常勤職員の報酬基準表に基づきまして任用を行っております。委託による緊急雇用の活用につきましては、委託経費の中に人件費分も含めての委託ということになりますので、歳出の科目で申し上げますと 13 節委託料からの一括支出というような

形になります。以上でございます。

○竹谷委員

わかるんだけど、人件費をどのように積算してるの。人件費の平等性を私は追求してるんですよ。いいですか、A さんは同じ職場で何ぼで、B さんは同じ職場でこうだっていうのはおかしいでしょうという視点があるから聞いてるんですよ。だから、算出根拠はどうなってるのって聞いてるんですよ。いいですか、委託経費でね、人件費幾ら、何人分、それに法定費用もあるでしょう、管理費もあるでしょう、それもひっくるめて何ぼって委託してるんでしょう。その中の人件費についてはどういう計算をしてるのかなと思うから聞いてるんですけれども、お答えできないなら後でその辺を下さい。いろいろこれはね、今後の資料になりますので、お願いしたいんですけれども。今答弁できないんであれば後で結構ですから。(「後でいいですか。竹谷委員、後で資料提出するそうです」の声あり)

最後、すいませんね。44 ページの緊急雇用創出事業臨時特例交付金とありますね、これを 支えあいセンターとの関連があるというように説明を受けたように記憶してるんですが、 支えあいセンターとはどういうものなんですか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

復興支えあいセンターにつきましては、多賀城市の社会福祉協議会の方で昨年 7 月に災害ボランティアセンターから復興支えあいセンターということで名称、位置づけを変えて運営されているセンターでございます。

〇竹谷委員

そのようですね。これはもともとずっと見ていったら、これはあれだね、ホームレスから来てるやつよね。これは、実施要項、調査資料でもらったんですけれども、わかってなかったですか、これもらったの。わかってれば大体この質問が来るなというのわかってると思うんだけど。それで聞きたいんです、これは包括センターに、社会福祉協議会の包括センターにやるんでしょうけれども、そういう使用の仕方するんでしょうけれども、包括センターの仕事はどういう仕事をやってるんですか。

○鈴木保健福祉部長

社会福祉協議会の方に委託している包括支援センターは、あくまでも介護保険法に伴う包括支援センターという位置づけになってございます。ここでお話をしている社会的包括絆再生事業交付金というふうなことにつきましては、先ほど次長の方からもお答えしましたとおり、あくまでも今回の震災に絡んだいわゆるサポート事業というふうなことで位置づけておりますので、現在介護の方で委託している事業とは全く別なものというふうにとらえていただければというふうに思います。

○竹谷委員

だから何やる事業で、どうしようとしてるんですか。この金を交付された、こういうのあるんですよ、ちゃんと。これは後からの問題も出てくるから聞いておくんです。これ市に金が入ってきて、今まで市でなかったんですよね。今まで県、直だったんだよね。今度は市がク

ッションに入ったということは、何かあったから市が入ったんでしょうけれどもね。そうでなかったら市が入んなくてもよかったんだもの。しかし、ここでじゃあ何をやってもらおうとしてるのかと聞いてる。事業として何を、多賀城市はこの補助金をいただいた、市がかんだから何をしてもらおうとしてんですかって聞いてる。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

大変失礼しました。社会的包摂絆再生事業でございますが、先ほど竹谷委員の方からもお話 ありましたけれども、この事業につきましては、ホームレスの絆再生事業というものと、そ れから地域コミュニティーの復興支援事業という二つの事業がございまして、多賀城市の 方で今回、社会福祉協議会の支えあいセンター事業ということで見ておりますのは、地域コ ミュニティーの復興支援事業でございます。どういった中身をするのかということになる んですけれども、もともと社会福祉協議会の方では、今年度、仮設住宅、あるいは在宅被災 者等への物資支援とか、あるいはボランティアがたくさん来たときに、そういったものの配 分といいますか、調整作業とか、そういったコーディネートの部分を請け負っておりました。 それから、後で生活福祉基金の貸しつけというようなことの事業もやっておられたわけで ございますが、それが 23 年度中は県の社協から直接市の社協の方への補助金という形で 通っておりましたものが、24年度において、今回この社会的包摂絆事業という方の補助の メニューの方にくらがえしたというような形になっておりまして、その内容は、県社協から 市の社協へ補助が直接いくというのではなくて、県の方から私どもの方の多賀城市の方に 補助が入って、それを市の方で委託事業というような形で社協の方に委託すると、そういう ような流れに変わったものでございます。 今回、それじゃ 23 年度と変わらないんじゃない かということになりますけれども、今回の事業につきましては、先ほどお話しした 23 年度 中の社会福祉協議会がおやりになっていた事業のほかに、被災者のニーズ把握、孤立防止の ための支援を行う事業、それから関係者間、関係者といいますのは、市であったり、あるい は社会福祉協議会であったり、NPO 法人であったり、または応急仮設住宅の住民の方であ ったりということになるんですけれども、そういった方々で調整会議なんかをやるという ようなことについての、一応対象事業というふうに含まれた形になっておりまして、23年 度中の事業が名称がくらがえになって、なおかつその中身が少しふえた形でこの社会的包 摂絆再生事業というふうに形が変わっております。よろしいでしょうか。

○竹谷委員

そうすると、これは市を通して包括センターにこの事業をやっていただくために一応県の 方からの補助金が来たという理解ですか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

すいません、包括ではなくて、復興支えあいセンターでございます。

○竹谷委員

今度は歳出でいくから、言いたくないんですけど、歳出間違ってございませんか。歳出の項目ね、さも正しいように言ってるけれども。今、内容聞いたら、歳出の項目間違っていませ

んか。もし間違っていたら今訂正した方がいいんじゃないですか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

大変申しわけございません。委員御指摘のとおりでございます。予算を計上した際は市を経由した補助金というふうな理解をしておったんですけれども、実施要領と、それから県の方にも再度確認いたしましたところ、市から社会福祉協議会に事業を委託した際の委託料が補助対象経費となるということで、直接に補助金という形ではないということを確認いたしました。今後の補正予算等がございましたらそこで科目更正させていただきたいと存じております。大変申しわけございません。

〇竹谷委員

多分わからないと思ってそのまま過ごそうとしたんでしょうけれども。もうちょっと謙虚になってさ、ね、間違って計上したから、あと 6 月補正で直すからというならそれでいいの。なぜ私これ質問したかというとね、ここにはね、仮設住宅のこともやれるんですよ。仮設住宅の安否確認もできるんです。まあ、これからまだ議論になってくるでしょう、仮設住宅の問題。これもあるし、いろいろなものが仮設住宅を取り巻く補助金とか来てるんですよね。それをね、やっぱりね、うまく活用するようなことで説明しなきゃいけないんだけど、全然説明がなってない。それはまた歳出でいろいろあると思うから。ですから、これも仮設の皆さん方にも活用できる資金項目であるということで理解しておいてよろしいですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

はい、そのとおりでございます。ただ、あくまでも社会福祉協議会の方への委託につきましては、仮設はもちろんかぶる部分はございますが、現行私どもの方で想定しておりますのは在宅、あるいは民間借り上げの方々、これまでなかなか手の届かなかった方々へ社協に委託でやっていきたいと、そういうことでございますので、よろしくお願いします。

〇竹谷委員

だから、これははっきりしたね。さっき健康課長かな、まだ社協になるかどうかわからないと言ったけど、これから決めるって言ったけど、多分社協に行くんじゃないですか、ルーツからいったら。これは、私が心配してるのは、社協、社協ってものをやるときはそれだけの管理的なものがしっかりとしてるのかというのが疑問があるから聞いてんですよ。ずばり言って、関係者に悪いけど。この種はね、ボランティアと違うの、今度は。ボランティア来て、受け入れしてやるのとは違う。人の命を支えるひとつの人の苦しみを理解をして、きちんと指導していくという、また、ともに一緒に歩んでいくという事業だと思うんですよ。ですから、これが健康福祉課だ、これがどこだじゃなく、そのものについて震災の関連については、やっぱりきちっとして、横の連絡をきちっとしながら、社会協議会がパンクしないような仕組みをつくってやらなきゃいけないんですよ。この社会福祉問題を扱ってくれる団体ありますか、多質城に。福祉協議会そのためにつくったんでしょう。であればその強化をしなくては、その強化策を考えなきゃいけないと思うんですけれども、いかがですか。

○浦山健康課長

こころのケア事業につきましては、専門の精神科のある病院でないとなかなかこれはできないものですから、一応この事業をやる前に幾らぐらいかかるかとかというお話を緑ヶ丘の方からお聞きしてやってるもんですから、最終的にそちらの方になるんではないかなというふうにはちょっと思ってますけれども、ただ、はっきり決まったわけでもないもんですから、私の方からは先ほど「まだ決まっておりません」という回答をしました。

○鈴木保健福祉部長

当然、社会福祉協議会につきましては、地域の健康と安全を守っていただいているというふうなことで、業務のボリュームが膨大になるようになるというふうなこともございまして、仮設住宅と、さっき次長が言いましたように、いろんな多くの業務のすみ分けをしながらやっていきたいということで、会長の方ともこれまで何度か協議をさせていただきまして、その辺の、最終的な詰めまではいっていませんけれども、そういった役割分担を持ちながら、最大限支援をしながら業務をお手伝いいただきたいと、このように考えているところでございます。

〇竹谷委員

今回は社会福祉協議会の内容については 23 年度予算委員会では相当やりましたので、それは頭にあると思いますから、あえて質問はいたしません。ただ、この震災、復旧、復興、そして人間の支え合い、触れ合いからいくと、福祉協議会の役割は相当大きいものであろうと。また、そうしなければいけない。市で直営でやるのは別、直営でやるのはいいですけれども、やらないとするなら相当の力を込めた活動をしていかなきゃいけない。そのためには体制の確立をきちっとしなきゃいけないと思うんです。ですから現状の内容が、現状の体制で果たしていいのかどうなのか、その辺も含めて精査をしながら協議会の中の財政で間に合うんであればそれを活用するし、もし間に合わないとするならば市としてもそれなりの協力をしながら万全の体制をこの 24 年度、復興の元年という位置づけの中でキックオフしていかなければいけないのではないかというふうに思いますので、担当部の方では十分その辺を配慮して進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。答弁は要りません。

○金野委員長

以上で財政状況全般及び歳入の質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午後 〇 時 〇7 分 休憩

午後1時00分 開議

○金野委員長

皆さんおそろいですので、再開いたします。

最初に竹谷委員の質問に商工観光課長がお答えいたします。商工観光課長。

○菊田商工観光課長

先ほど竹谷委員の方から委託に関する賃金等についてのお話がありました。こちらの方で確認しましたところ月額 14 万から 18 万でまず算定されておりまして、宮城県の最低賃金でありますその額以上の賃金も設定されておるということになっております。

○金野委員長

はい、竹谷委員よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

● 歳出質疑

○金野委員長

これより歳出の質疑に入ります。まず第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。佐藤委員。

〇佐藤委員

きょう出された資料についての説明はしなくていいんですか。

○金野委員長

それは歳出の一番先に今手を挙げる準備をしているので、今からやります。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

それでは、追加で提出させていただきました議案第22号資料(追加資料)仮設住宅管理運営業務仕様書の見直し(案)につきまして、審議の前のお時間をちょうだいいたしまして説明申し上げます。

この資料は、さきの補正予算審議で仮設住宅の管理運営に対する契約のあり方、経費や仕様の見直し等についていただきました御指摘を踏まえまして、仕様の見直し、経費の比較、及び他団体の管理運営等の調査結果を報告し、説明させていただくものでございます。

1ページをごらんください。現行仕様書でも安否確認と健康管理を主として、全世帯への毎日の巡回訪問を実施しておりますが、先般の山王仮設での居住者の死亡案件を踏まえまして、居住者の安心・安全をより確実なものとし、また自立を支援するため、安否確認業務の徹底とネットワークの整備の2項目を仕様書に追記することといたします。

1 の安否確認業務の徹底では、従来の訪問による声がけのほかに、ガス及び水道メータの確認、それから保有車両の状態の確認なども加えてまいります。また(2)安否確認緊急時の基準表でございますが、60歳以上の方だけで構成する世帯につきましては、24時間で安否が確認できない場合は、希望にもよりますが警察等と連携をして入室して確認させていただくことに、60歳以上の方が属する世帯につきましても、希望により24時間で入室確認をさせていただくことに、それ以外の世帯につきましては、72時間で安否確認できない場合は入室確認をさせていただくことといたします。この対応につきましては、居住者あてに事前に周知徹底させていただいた上で実施いたします。また、長期不在となるなどの申し出が確認できますれば、その場合は除かせていただきます。

2 のネットワーク整備につきましては、夜間も含めた 24 時間の緊急連絡体制を整備する もので、仮設住宅自治会、または代表者の方、市の担当部署及び受託業者の連絡網を明確に して、緊急時の連絡体制を改めて整備するほか、(2) の見守りの複眼化ということで、自治 会や自治会内のサークル活動等での見守り、ひとり暮らし高齢者につきましては、身内の方 や職場の方、あるいは地域の知り合いの方などにも見守りに加わっていただきますよう働 きかけてまいりたいと思っております。

このネットワークが円滑に動くように受託業者の方にはサポートさせてまいりたいという ふうに考えております。なお、夜間の連絡体制につきましては、緊急性が高いということで、 2月20日から市の担当職員が、私どももでございますが、連絡先を自治会の方などに順次 お渡ししているところでございます。

2 ページをごらんください。応急住宅管理運営業務における所要経費比較と業務シフト見直し案についてでございます。

1 の原稿業務仕様に基づいた所要経費の比較は表のとおりでございます。現行受託業者である共立メンテナンスにつきましては、当初見積で8,794万8,000円でございましたが、2 の業務シフトの見直しのところに記載がございますが、現行 6 仮設全部に社員を常駐させておりますけれども、見直しをしまして、多賀城公園と城南の 2 仮設のみに業務拠点を置き、残りにつきましては巡回方式とすることで経費の圧縮を図れるのではないかというふうに見込んでおります。結果 4 名程度の業務従事者の削減を可能としつつ、安否確認等の頻度も現行同様に維持され、当初よりも 1,270 万円ほど安価な 7,524 万 4,000 円前後で経費を見込んでおります。A 社につきましては、23 人工で8,742 万円、B 社につきましては、28 人工で約8,720 万円、直営では非常勤職員 23 人に指示命令、あるいは労務管理を行う正職員 2 人合わせまして 25 人工で約9,809 万円と試算したところでございます。人工の違いにつきましては、業務内容から各業者から勤務シフトあるいは休日ローテーションを考慮してパートタイムを入れたりしている業者もいますことから人数の違いが出ております。なお、4 月以降生活再建支援室が組織されますが、この組織は義援金あるいは運営資金等の受け付けや給付、相談、それから在宅被災者及び民間賃貸住宅を含む仮設全体からの相談や支援を所管する予定でございます。

次に、仮設住宅管理運営業務における業務委託と直営の比較の表でございます。業務委託の場合は、労務管理が不要であること、同じスタッフが基本的には継続的に支援ができるという反面、職務の命令系がございませんので、現場での直接の仕事の調整ができないということがデメリットになります。一方、直営の場合でございますが、直接の指揮下にございますので、状況に応じて仕事を調整できるメリットがございますが、労務管理が必要になること、スタッフがかわることで居住者の方との信頼性が低くなる可能性があること、それから勤務条件に事業者と私どもの方の雇用条件に差があると、現在のスタッフそのまま採用できないという可能性があること、それから、緊急雇用創出事業におきましては、人件費以外は補助対象外となりますので、事務経費等が持ち出しになることがデメリットと考えております。

最後に、3ページで、仮設住宅管理運営に係る実態調査の一覧表でございます。調査項目は 左側 1の仮設住宅団地数及び設置戸数の項目から、一番下の 11 のスタッフ 1 人当たりの 担当戸数まで 11 項目で、調査対象は本市を含め 9 市町でございます。業務仕様がそれぞ れまちまちでございましたので、経費に影響を与える業務時間や従事するスタッフ数もそ れぞれとなっております。例えば項目の5、ちょうど真ん中あたりですが、管理運営体制の (3) の声がけによる安否確認の有無のところでは、本市のように入居者に毎日安否確認を しているところもあれば、B市では定期的な訪問、見守り、D市では希望者に対しての訪問 というふうに統一的な比較が困難でございました。一戸当たりだけの単価を見ませば、先ほ ど説明いたしました見直し後の経費でも、本市が20万1.000円ということで、一番高額 になってございますが、スタッフ 1 人当たりの担当戸数は 17 戸と一番手厚くなってござ います。この入居者への見守り体制は維持すべきものと考えております。また、ごらんいた だいておりますとおり、委託先はそれぞれでございますが、どの市町も基本的には24年度 は随意契約あるいは継続でございます。その理由も、入居者との信頼関係が良好であるとい うのがすべてでございました。本市におきましても、先般の居住者アンケートでは 96%の 方が満足あるいはおおむね満足と回答されております。仮設住宅の入居期限も現時点では あと 1 年半程度しかないということもございます。入居者の生活の安定にはその性質、目 的が競争に適さないとの考えから、現行受託業者との随意契約を検討しておるところでご ざいます。以上で説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で議案関係第22号の追加資料の説明でございます。これでは第1款から第3款の質疑をお受けいたします。

〇阿部委員

それでは、資料6の9ページ、こちらに総務課の1.総務課庶務事務の中に、13番の委託料、顧問弁護士業務委託料とあります。また、その次のページにも弁護士業務委託料195万円とありますが、これの説明をお願いいたします。

○竹谷総務課長

弁護士業務委託料について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、9ページの一番下の顧問弁護士業務委託料につきましては、これは多賀城市の顧問弁護士として1年間、通年で弁護士業務を委託するための経費でございます。それから、11ページの弁護士業務委託料 199万 5,000円につきましては、現在係争中の訴訟業務に係る弁護士の委託料でございます。

〇阿部委員

それでは、9ページの下の方のいわゆる通年でお願いするところは、これは例えば弁護士業務が発生しなくてもこの 75 万円は支払うということで理解してよろしいんでしょうか。

○竹谷総務課長

はい、実は仮に訴訟が起きなくても、いろいろと行政事務を行うに当たって、法的な知識を 有する方、いわゆる弁護士の方に相談する案件というのは、毎年のようにございまして、そ ういったときに迅速に物事を解決するために、あらかじめ顧問弁護士を委託するというの が県内の各市の状況を見ても、同じように顧問弁護士を置いているところがほとんどという状況でございます。

〇阿部委員

そうしますと、市民の方がいわゆる法律相談という形で相談に乗っている通常の業務とは 違うということでよろしいんですか。

○竹谷総務課長

市民の方の法律相談業務も市の方で事業として行わせていただいておりますけれども、それとはまた別の、弁護士先生も別でございまして、別の委託契約になってございます。

〇阿部委員

通年で置いている弁護士ということで、例えば何ら弁護士の訴訟業務がなくても、この75万円は発生してくるというふうに理解しましたけれども、通常、今無料相談レベルでは今どこの弁護士も無料で相談をして受け付けをしておりまして、さらに弁護士の業務として発生した場合には報酬として支払うという流れにはなっておりますけれども、その辺の見直しについては今後検討されることはあるかどうかお伺いいたします。

○竹谷総務課長

年間のこれまでの弁護士に対する相談業務の件数、あるいは内容、それから今現在県内、ちょっと仙台市の情報ございませんけれども、県内 12 市すべてが顧問弁護士を置いているという状況を踏まえまして、今後そういった県内各市との情報交換をしながら検討してまいりたいというふうに思います。

〇阿部委員

じゃあぜひ検討をお願いできればと思います。

それでは次、11ページ、2点目ですが、人事管理事業の中の報酬の説明の中で、職員の非常勤職員、専門員の報酬とありますけれども、ここには職員の OB、退職者を含むという説明でございました。さらには、自治法派遣での職員もいるという説明を受けましたけれども、今回多賀城の復旧・復興に向けて 5年あるいは 10年と長いスパンがかかる中で、その自治法派遣で来る職員の方、34名いるというお話でございますが、その方は期間によっては短い人で 3カ月あるいは半年、長くても 1年という形になりますけれども、その職員の方が交代で来ると思うんですが、その時に即戦力になる方が来ていただければ、それは本市にとってもとてもいいと思うんですけれども、その引き継ぎの際、例えば帰る際に、またこちら地元で残っている職員の方がその自治法派遣で来た方に対していろんな引き継ぎも含めてその業務の説明、1からまた説明をしなければいけないと、そういうことを考えますと、復旧・復興に向けての業務、さらには通常業務という中で、本市の職員の方が自治法派遣でいらっしゃる職員の方に説明する時間というのはかなり労が多いのかなというように思います。その中で、今回、かねてから議論にもなっておりましたが、職員の OB の活用ということで、今回このようになりましたけれども、大変これは評価するところではありますが、今後5年、10年と見たときに、さらなる退職者、職員の OB の方、経験豊富な OB の方

の活用を今後積極的にしていったらいいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○竹谷総務課長

OB 職員の活用につきましては、13 ページのところで経費の方も……、すみません 11 ペ ージですね、3番人事管理費の方で非常勤の専門員ということで OB 職員、こちらは5名 の計上をさせていただいております。そのほかに、説明でも申し上げましたけれども、現在 のところ、今任用作業を進めているところなんですが、ここの科目の 5 名の方を含めまし て OB の職員 11 名を平成 24 年度は任用しようというふうに考えてございます。 自治法 派遣は確かに交代の期間ございまして、事務の引き継ぎということもありますけれども、自 治法派遣につきましては24年に限らず、25年、26年、復旧・復興に向けて、できるだ け長いこと御支援をいただくように要請をしていくつもりではございますけれども、あわ せまして OB の職員の活用、これは一般質問の方でも市長が答弁申し上げておりますけれ ども、今国の動向としましては、職員の60歳定年をどうしようかというような動きになっ てございます。今国会におきましては法案の提出を見送られたというような新聞報道もご ざいますけれども、いずれ職員が定年を迎えた後の継続雇用に関しても、今後議論が高まっ ていくんだろうと思われますので、そういった動向を見ながら、恐らくここ 1 年とか 2 年 の間の話でございますので、仮に定年が延長になる、あるいは新たな職員の任用制度が創設 される、そういったことになりますと 2 年後、3 年後の退職の状況というのが変わってく る可能性がございます。もしかすると退職者が出ない年が出てくるかもしれませんので、そ ういったことの動向を注視しながら職員態勢の確保については努めてまいりたいというふ うに考えております。

〇金野委員長

引き継ぎのやつも。(「いえ」の声あり)

阿部委員の引き継ぎのやつは入ってる。(「別の」の声あり) 別の案件で。

〇阿部委員

わかりました。それではその経験豊富な OB の職員の採用につきましても今後検討をお願いしたいと、このように思っております。

3点目、35ページになります。収納課になりますけれども、市税収入管理事業の件でございますが、先ほども午前中、収納の関係につきましては市税が落ち込む中で収納業務大変御苦労も多いかと思いますけれども、23年度での震災におきまして、今回事業所が震災で全壊ということで津波で流されましたけれども、自宅が一部損壊という方がいらっしゃいました。生活の糧となる事業収入が断たれたわけで、今回市県民税を納めたいけれども納付ができない状況の方が市役所に相談に行きまして、分割の納付という手続をいたしましたと。これは、23年の8月18日でございます。分割納付をして、毎月決まった金額を今、市の方に市県民税として納めております。しかしながら、そういう市と分割納付の契約書を結んでおりますけれども、10月20日に督促状が届きました。この督促状、市県民税1期分に

は下記の金額が滞納になっておりますと、至急最寄りの金融機関等で本状により納付してくださいというものが届いております。この件について市の方に確認をしたところ、それは払わなくとも結構ですという説明があって、気にしないでくださいという説明なんですね。その後にまた市県民税2期分、11月18日督促状がまいりました。内容は同じような内容でございます。また市役所の方に電話をして確認をしましたら、それは支払わなくても大丈夫ですと、それも無視してくださいというお話だったようでございます。そしたら、ことしになって平成24年1月20日、市県民税3期分、また滞納になっておりますと、至急最寄りの金融機関で本状により納付してくださいと、こういう3期にわたって市県民税が来てるわけですね。いただいた方は8月18日に分割の納付書によって毎月定められた金額を納めておりますけれども、この通知、督促状におきましては、地方税法の税法の中で書面によって通知をしなければいけないというのは私も承知をしております。しかしながら、この市民感情を考えますと、被災してなかなか市県民税が払えない中、分割納付でも払っていくという方に対してこういう督促状というのは、もうちょっと表現の仕方があるのではないのかなというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

〇佐藤収納課長

ただいまの御質問は、分割の約束をしているのに督促状が届いたことに関しての御質問だと思いますけれども、まず、地方税法の中で、これは納期が過ぎた後、督促状を 20 日以内に出さなければならないという、これは義務規定になっております。ということで、分割の納付する際にも、これは御説明申し上げているんですけれども、分割納付の約束をしていただいても督促状は行きますというような文面もそこには書いてございます。そういったことの説明を十分にしているとは思いますが、その辺の説明が足らなかったのかもしれません。まずそれが 1 点です。まずこれは法的に出さなくてはいけない行為なので、これは督促状を出さないわけにはいきません。これは御理解いただきたいと思います。

あと、さらに、督促状が入ったあと、電話を役所の方にしたと、そのとき大丈夫ですというような、支払わなくても結構ですとか、無視してくださいというような回答だったようですけれども、これも、これはちょっとうちの方の説明不足があったと思います。当然これは、督促状については、おくれているので法的に出さなければいけないということをきっちりと御説明申し上げるべきでしたが、その辺が不足していたと思います。あと、これは無視してもいいですと、これもやはり表現がちょっと至らなかったのかなと思います。その辺についてはおわび申し上げたいと思いますが、基本的にやはり法的に求められているものにつきましては、我々は無視することができないということでございますので、ただその辺の説明をやはりしっかりとやって、納税者の御理解をいただきたいというふうに考えております。

〇阿部委員

今の督促状の通知の件につきましては、地方税法に基づいて発送しているということは、先 ほど私も申し上げましたが、承知しているところでございます。今回、震災ということもご ざいますので、毎月分割ではあるけれども市県民税を決まった金額を一生懸命納めて、納付している市民がいるところに、その督促状に、例えば一文、分割納付をされている方はという文言とか、市民感情を考えたときに、この督促状を見ますと、もう財産の差し押さえもあるという文言も書いてあるわけですね。これ市長名で出されているわけですね、多賀城市長名で出されていますので、この辺もやっぱり被災者に寄り添うということがあればその辺についてのお考えというか、例えばこの督促については法的には送らなければならないということも記載しながら、分割納付をしている方は引き続き納付しなくてもいいですよという記載ができるのかどうか、その点をお伺いいたします。

〇佐藤収納課長

まず、督促状については、まず各期ごとにこれは出しておりますので、その文面の中で、基本的には納めていない方に関して督促状の文面というふうには考えているんですけれども、その分割の方に関して、特に別に記載するような考えというのはないんですが、これもやはり先ほど申し上げたとおり、その分納誓約とかそういったときに十分な説明をして、督促状は行きますよというような説明を十分にしていきたいと思っております。

〇阿部委員

午前中の江口委員の質問の中には、答弁として収納課長がきめ細やかな対応をしているという答弁。あるいは、昌浦委員からも収入が激減しているところもあることを考慮してというお話もございました。今は考慮というか、特に考えてはいないというお話でございましたので、そこについてはしっかり窓口の方でも誠意ある対応をお願いしたいと思いますし、実は督促状のほかに多賀城市長名でこの方には催告書というのも行っております。これも市税が未納になっておるということで、先にお届けした納付書によって、納付期限までに納付してくださいと、これも出さなきゃいけないんでしょうか。確認です。催告書の確認です。

〇佐藤収納課長

催告書につきましては、これは法的な義務はないものですので、分割の方々に対してこの辺については説明はしておりません。きめ細やかにやるとすれば、これはその分割の方々1件1件取り除かなくてはいけないというようなことも、事務量も発生します。ただ、やはりそういった被災者とか、そういった納付の約束をしている方のことを考えれば、その事務量の云々ではないとは思いますが、その辺の事務量と、そういったものも考慮しながら、ちょっと考えていきたいと思います。催告状については発送の一たん停止とか、そういったものが機械的にできるのであれば対応していきたいと思いますし、その辺が、例えば事務量が非常に手間がかかるとか、そういうような状況であれば、やはりその辺については分割の際にそういった催告書も行くよというような説明をしながら対応していきたいと思っております。〇阿部委員

ぜひ、被災者に寄り添うという市長の答弁もございますので、この被災者の気持ちに立って、 督促状まではわかりました。せめてこの催告書につきましては、しっかり被災者の立場に立って、分割納付をしている方を尊重していただきたいと、このように思いまして要望とさせ ていただきます。よろしくお願いいたします。

〇米澤委員

51ページの相談支援事業の相談支援業務事業と、それから成年後見制度の利用支援事業について、この2点質問させていただきます。

相談支援事業業務の方については、こちらの第五次多賀城市総合計画の中にあります62ページからも、この中の内容で質問させていただきます。このたびのこの4月から、相談支援事業内容が大幅に改正されるということと、それから自立支援法、それと児童福祉法の改正によって発達障害のある人たちも障害の範囲に含まれるということが法律上で明確になったと思います。それに加えて高次脳機能障害の方も同じだと思うんですけれども、この内容について、この相談員についてなんですけれども、対象者がこうなってくると、発達障害のある方と、それから高次脳機能障害の方含めますと、これやっぱり利用者が増となるような傾向にあるんじゃないかと思います。相談支援の配置職員含めて、それから業務委託の従事者に5名と4名と9名なんですけれども、この人数で実際に足りるのかどうかというのが1点です。

それから、成年後見制度支援事業の内容についてなんですけれども、これも今までは任意事業となっていたのが、今回から必須事業との位置づけに変わったと思うんですけれども、それについてやっぱり身寄りのない人だけじゃなくて、経済的に厳しい方も対象になるというのは必要性があると思います。これについては今まで申し立ての費用だけが掲載されていたような気がします。これについて、今回は後見人の報酬についても対象となり得る制度ではないかなと思うんですけれども、この辺について2点お伺いいたします。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

初めの御質問の相談支援事業の方でございますが、対象者がふえるということで、そのために、これは具体的には県社協でやっておりますパレットという相談支援センターの方に業務を委託している部分がございまして、そちらの方でいろんな相談があれば適切な施設なりなんなりにつなぐというような、そういったことをやっております。今回の予算でも歳出予算説明の際のそちらの方の業務増ということで、1 名職員を増員するというような御説明を申し上げました。その分が、これは1市3町で運営しているところもありました。案分の分でその分ふえているというような形になっております。したがいまして、増員かけた分はイコールその業務がふえるという前提といいますか、そういう認識を持って対応しているということでございます。

それから、2番目の成年後見制度、実際に手続する方等の報酬につきましては、申しわけございません、ちょっとそこまで情報を把握しておりませんでした。

〇米澤委員

この相談支援事業の方に関してですけれども、やっぱり 1 人当たり今までの方、相談した方にやっぱり、1 人 2 時間くらいは時間を要するということをいろいろ伺っておりますので、今回こういった形での改正につきまして、やっぱりこれはもうちょっと寄り添うという

意味ではしっかりとした相談事業というのは必要ではないかなと私自身思います。これは やっぱり義務づけられているということと、それからこの人数をどのようにした形で出し ているのか。いわゆる私が聞いた時点でちょっとだけ専門的なことで一度お伺いした時に、 個別給付、今実際に受けている方掛ける実人数、あとそれから介護プランとかケアプランで 出している数字があると思うんですが、それで相談員が大体、必要とされる相談員が実人数 が出てくるというふうに聞いてますけれども、実際に本当に足りているのかどうか、もう一 度だけそれについてお伺いします。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ちょっと今手元の資料を探しかねておるんですが……。

〇金野委員長

米澤委員、後でよろしいですか。(「ちょっと一つだけ」の声あり)

〇米澤委員

これは、生活支える支援計画が本当に大事な計画になりますので、ぜひこれだけは要望していきたいと思いますので、後で私にいただければよろしいです。お願いいたします。

○金野委員長

後で次長の方へね、米澤委員の方から行くということで。

江口委員。

〇江口委員

資料6の47ページですが、社会福祉課の2の民生委員、児童委員活動支援事業についてであります。その中の報奨費、報奨金でございますけれども、報奨金については83名分431万6,000円ということになっておりますが、計算しますと1人5万2,000円と。これの大半は地方交付税交付金だと思うんですが、国の地方交付税交付金、これに関して算定基準が1人頭5万8,200円ということで、平成18年度から据え置きされておるんですが、昨今の民生委員の方の活動状況、先般も支援物資の配布で相当御苦労されております。実情をちょっとお聞きしたところ、5万2,000円から共済金ということで2万4,000円、そうすると残りが2万8,000円と。非常に、全部の皆さんに聞いたわけではないんですが、二、三人にちょっとお聞きしたところ、結構持ち出しが多いと、赤字だと。まあ、いろんな論文とか資料探してみたところ、やっぱりそういう声がありますということで、それともう1点ですけど、多賀城市はある資料によりますと県内13市のうちの5万2,000円という位置づけは8番目に低いということで、他市との若干差があるんじゃないかなという観点からしても、厳しい財政事情ではありますが、このあたりの報奨金のアップということで議論があるのか、あるいは検討されているのか、その点をちょっとお伺いしたいと。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

民生委員、児童委員の報奨につきましては、今江口委員からお話がありましたように、年額で5万2,000円、これを前期・後期という形で2万6,000円ずつでお支払してるわけでございますけれども、まずその報酬自体について論議もしくはその検討があるのかという

ようなことにつきましては、現時点ではございません。それから、活動状況はどうなのかというようなお尋ねだったかと思うんですけれども、これも江口委員からお話ございましたが、今回の震災等も含めまして、各地域への支援物資の配布あるいは仮設住宅等での毎月住民の方も交えて会議なんかもやってるわけなんですけれども、そういったことろにも入っていただきますし、その他のことでも見守りが必要だなというような方がいらっしゃれば、民生委員も時間がある限り見回っていただくという形をとっていただいておりまして、大変活動していただいているというふうには認識しております。

〇江口委員

実情をちょっとお聞きしたところ、現在欠員もおられると。結構民生委員の方も御高齢の方もおられて、近々定年になるという方もおられまして、お話を聞くとなかなか後継者ですね、後がまが見つからないと、難しいというお話も聞いております。やはり民生委員というのは人格意識が高くて、社会福祉に熱意を持っておられる方という資格要件があって、なおかつボランティア精神ですよね、高い方がやっておられるんですけれども、それだけではやっぱりだんだん時代が流れてくると、いろいろなひずみが出てくるんじゃないかと、この制度に対するですね。その一つとして、私は報奨金、いわゆる活動費ですけれども、これをやっぱり自己負担させるというのは、なかなかやっぱりこの時代にマッチングした事業ではないんではないかなと思っておるんです。先ほど申し上げましたように、ぜひともそういう実情があるということで、民生委員の方にやっぱり実態をよく把握してもらって、そこら辺の手を差し伸べる必要があろうかというふうに考えておりますので、ぜひとも議論含めて今後やっていただきたいなと思っています。ちょっと御見解だけお伺いします。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ただいまの件につきましては、担当部門の方で、私の方でいろいろ調査、あるいは検討させていただきたいと思います。

〇竹谷委員

23ページ。広域行政推進事業の中に塩釜地区広域行政連絡協議会というのありますが、これは2市3町の首長で構成されているという理解でよろしいですか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○竹谷委員

要は、事務組合の関係についてもここで調整しているというぐあいに理解してよろしいですか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

はい、一部事務組合等の件についてもこの場で検討させていただいております。

〇竹谷委員

私はね、大したことない金ではありますけれども、事務組合の統合というものも視野に入れるべきじゃないのかと。あわせて、2 市 3 町で共同でやれる事業はまだまだあるんじゃな

いか。事務の合理化を図ることによって、歳出削減が図られるとするならば、今はいろいろありますけれども、行政事務組合みたいにして、数多くのものを統合していって、事業の拡大を図ることも大事ではないのかなというぐあいに思っているんですけれども、その辺については協議したことありますか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

以前、消防事務組合の関係で広域化という話がございまして、その際に各種事務組合について検討を重ねた経緯はございました。

○竹谷委員

その後どうなってるの。検討したというのはわかってるんですよ。2 市 3 町議長会でもどうだろうという意見も聞かれた。私はね、事務局同士がね、どういうようないわば基本スタンスでこの広域行政の連絡協議会を持っていくかというスタンスが見えないんですよ。今までのままではだめだと思うんですよ。24 年度は一歩踏み込んで、極端に言うなら今ある消防事務組合と環境衛生事務組合の統合というのもありましょうし、また一歩踏み込んで介護問題についてだってやれないことはないわけですよ。介護認定のやつは消防事務組合に事務を委託しているわけでしょう。そういうような広範囲にやれるものはないのかという広範囲な研究は、私はここで事務方としてやって、首長と相談をしながら合意を得ていくことが私は大事じゃないかと。前段、地方財政の問題をお話ししました、これをやることによってある程度歳出削減ができるなら、大いなる健全財政に向けての道筋になるんじゃないですか。これはみずからの手でやれることじゃないんでしょうか。私はそう思うんですけれども、いかがですか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

委員おっしゃるとおり、いろいろ広域化によって歳出削減等行える、また、サービスの向上につながるものであれば、種々検討していきたいとは思っております。実際、今委員おっしゃられた介護の関係、認定調査等について、調査業務かなり各市町村で高齢化が進んでおりまして、また、審査件数もふえておりますので、そういった部分、担当課長会議等で広域化できないかといった部分も検討はさせているということは聞いております。

〇竹谷委員

だから聞いていますじゃなく、主導権はどこがあるんですか、多賀城市で。市長ですか、市 長の命がなければそこまで事務方としては議論できないという思いなんですか。それとも 事務方で協議をして、市長こういうものをやれるけどどうでしょうかという下からの上申 ということは考えられないんですか。あくまでも市長の命によって検討していくという立 場でおられるのか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

今委員おっしゃられた事務方ということですけれども、一応事務レベルでこういう方向性 の方が効率がよくサービスが提供できるんではないかという部分で今の介護の問題につい ては話をさせていただいて検討をしているところでございます。

〇竹谷委員

行政事務組合に置きかえて、幅広い広域行政の組合に統合することも今の時代に私はふさ わしいんじゃないかと思ってるんですけれども、市長の考えいかがですか。

○菊地市長

今広域行政でやっている件は三つの組合、御存じのようにあるわけでございます。ただ、東部衛生だけは1市3町ということで、ちょっとその辺は全く先行きというか、今後の体制としては不透明な部分がかなりありますけれども、環境と消防事務組合、これに関しましてはある程度統合はそんなに難しいことはないんじゃないかなというふうに思います。3組合で一緒にいろんな年度末の会合をやったりはやってるわけでございますけれども、同じ日に同じことをやるということで、環境と消防と一連の作業を行っているわけですけれども、場所が会合場所として別になっているというこの不便なところは、もっとスムーズにやれれば時間的なものもかなり簡略化できるのでしょうし、一々、大体やるときは時間余っちゃったりしてもう一回戻ってまた行くというような、ちょっと手間暇もかかるものですから、何とかできれば近いうちには、近い将来には、その環境と消防の方だけでもまずは優先的にできる可能性は私はあるのではないかなというふうに思っています。

○竹谷委員

地方財政厳しい折ですので、できるだけ効率的よい議論をして、効率よい運用をしていくという幅広い視野でいけばね、これからのスタンスとしては広域行政事務組合という名のもとでやれるものはそこに包括していくんだという、私はスタンスも大事ではないかというふうに思います。特に、先進地は広域行政事務組合という名のもとで多くの事業をやっているというのもあるわけですので。ひとつ 24 年度はそういうものを含めて、いい研究をしてみていただきたいし、事務方に対しては市長の方からそういう命をしながら調整していくというふうにしていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○菊地市長

検討してみます。ただ、事務所がね、場所が違うということですね。どこに集まるのかという部分がちょっと大変なところがあるかなと思いますけれども、お互い首長同士で話してみたいと思います。

○竹谷委員

ひとつよろしくお願いします。

これ雨森委員の仕事だから。駅前の警察官立ち寄り所をやろうかと思ったけど、きょう雨森 委員出席してますからこれは雨森委員後で質問するでしょうから、これはちょっと省いて おきましょう。

53ページ。元気回復こもらない事業で、業務委託で仮設住宅と書いてるんだけど、これはどういう事業を仮設住宅で、例えば今ある借り上げ仮設住宅とか、そういうものに活用しようという意味合いなのか、ちょっとお聞きします。確認します。

○松岡介護福祉課長

まず第 1 点、元気回復こもらないで事業につきましては、従来の在宅で閉じこもりがちな高齢者の方、要介護認定を受けていない方で、集会所等を利用しまして外出をしていただいて、デイサービス的な機能訓練であったりとか、簡単な作業であったりとか、それで皆さんと談話をしながら閉じこもり防止に努めるという事業で実施しておりました。それで、23年度からはそれにプラスしまして仮設住宅の方で新しいコミュニティーがなかなかつくりづらい部分もあろうかということも含めまして、仮設住宅の方々のこもらないで事業ということもあわせて、仮設住宅の集会室等を利用しまして同じような談話であったり、あるいは血圧測定であったり、軽体操であったり、そういったものを23年度からあわせて実施をしておりまして、24年度も継続して実施していきたいというものでございます。

〇竹谷委員

じゃあ、市内全体の高齢者といいますか、そういう方々を全体にやっていくんだよということで、それに仮設も対象にしていくんだという意味合いでいいですね。(「はい」の声あり) 今、雨森委員から許可得たから。27ページ。説明を聞いておったら、交番所になるような機能を持った広さの設計でもっていくのかなというふうに薄々感じておったんですけれども、ずばり言ってそういう広さを考えて設計をしていくのか、その辺についてお伺いします。

○角田交通防災課長

そのとおりでございます。

〇竹谷委員

何人ぐらい常駐ということを含めて広さを考えておられるのか。例えば坪数でも結構ですが、30 坪ぐらいの面積はとるよというようなことを踏まえて考えておられるのか、その辺についてお伺いします。

〇角田交通防災課長

面積は 160 平米ほどを考えております。 それで交番仕様に対応できる広さというふうに認識しております。

〇竹谷委員

ひとつ交番仕様にも耐えられるよう設計をして、そしてできればパトカーも駐車できるようなスペースも考えておかなきゃいけないんじゃないかと思いますので、十分機能を果たすように、この際。雨森委員の長年の夢がかなうんじゃないかと思いますが、幹部交番まではいかないかもしれませんが、少なくとも五、六名態勢の交番所というものが、最低限でも必要だと思いますので、努力をしていただきたいというふうに思います。

これで3件質問しましたので。

〇佐藤委員

まず 49 ページの生活再建支援室、先ほど、午前中話題になっていましたが、ちょっと私自 分のメモで間違ってたらどの項目でお聞きすればいいんだか教えてほしいんですが、特老 ホームの桜花とか、さくら学園の支援の件についてはこの項目でいいんですかね。

○松岡介護福祉課長

さくら学園、障害者の方々が通われている、についてはこちらで。それから、特別養護者人 ホーム桜花の関係につきましては介護保険特別会計の方の項目になります。

〇佐藤委員

そしたらそれぞれ別々にお聞きしなきゃなんないかなというふうに思うんですが、まあ、トータルで聞くといずれ両方とも嶋福祉会というところでやってるんですけれど、桜花は開設間もなく津波に遭いまして、嶋福祉会、さくら学園もすっかり津波に遭って大変な思いをして、それぞれ多賀城の方たちが中心に施設でお世話になってたというふうに思うんですが、国の支援制度では激甚災を指定したということで、4分の1から6分の1の負担で済みますよというような制度も出てるんですけれども、多賀城市ではどの程度の支援策を考えておられるのか、考えていないのかを、トータルでどなたかにお答えいただければいいんですけれど。

○鈴木保健福祉部長

まず桜花の件でございますが、数回私どもの方にもまいりまして、いわゆる再建に向けた用 地の考え方であるとか、そういったことの御相談に対応しております。なかなか多賀城市で 所有している土地、手ごろな土地といいますか、そういったものも現在保有しておりません ので、いろんな形で相談があれば、まず桜花については御相談に応じてまいりたいというふ うなことで考えているところです。

それから、さくら学園の方につきましては、現在のソニーの方に入居なさっているんですけれども、こちらにつきましても嶋福祉会の方でもいろいろお考えがあるようでございました。その都度、両方とも我々としましてもできるだけサポートしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

〇佐藤委員

お隣の仙台では、その施設がその市にとって、自治体にとって必要であるという立場に立てば、環境にいい、災害に強いような地域を市独自に支援策を持って応援をするというような対策も打ち出しているようでございます。それが金銭面の応援になるのか、あるいは土地の対策とかそういうことに触れてくるのか、いろいろ形はあるかと思うんですけれども、さくら学園の方は、あの地域、栄のあの地域にあった時に、あの近辺から通ってきた方たちがたくさんいて、その辺を望んでいらっしゃるようですけれども、なかなか希望に応じた土地がないとか、相談に乗る方も大変だとは思うんですけれども、そういう意味では多賀城市の障害者の方々が通っていく施設ですので、桜花の方でも一定の高齢者の老人ホームとして待機解消に役立っていたわけですのでね、ぜひ本市としても独自の支援策を考えていただきたいと思うのが私の要求でございますが、いかがでしょうか。

○金野委員長

答弁は必要ですか。(「必要です」の声あり)保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長

独自の支援策というふうなことでございますが、例えば今お話出ました金銭的な支援も含

めまして、近隣の市町村の対応も十分検討させていただいて、多賀城市にとって、いわゆる その特別養護老人ホームの必要性というものを認識して、やれる範囲内で対応させていた だきたいというふうに思っております。

〇佐藤委員

独自に市が建てて運営するというところよりは、支援をしていくということの方がより速いかなというような気もしますので、ぜひ検討を強めていただきたいというふうに思います。

次に、仮設住宅の管理運営業務委託料に入ります。77ページですが、きょう資料をいただきました。それで、まずこの資料をもう出たんだけど、私が補正の予算のときにお願いをしておりました8月29日に山王の住民の皆さんとこちらの職員の皆さんがお話し合いをしたところの中身で、孤独死についてどのような対策をとるか検討してほしいという住民の皆さんの声に関連して、皆さんの方では検討しますというお答えをしておりました。この間、補正のときに出された資料の中に、その検討した結果が、議事録がないので、出してほしいとお願いをしておりましたが、いまだに出てこないんですが、出せないということはやってなかったというふうに思っていいのでしょうか。

○金野委員長

補正のときの議事録、それについてきょうお渡しした議案第 22 号関連追加資料の中には入ってないですか。安否確認業務の徹底というの、大綱 1 の方でここでこううたってるんですけど、これとはまた違うんですか。(「ここに至るまでの議事録を出してもらいたいと」の声あり) 今、佐藤委員の方からここに至るまでの議事録の請求がありました。ここで休憩に入ります。再開は 2 時 10 分。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 開議

○金野委員長

それでは再開いたします。

最初に、市民経済部長から発言を求められておりますので許可します。市民経済部長。

〇伊藤市民経済部長

御報告申し上げます。北日本自動車学院跡地における災害廃棄物仮置き場の火災発生について御報告申し上げます。本日3月2日13時07分、北日本自動車学院跡地の災害廃棄物仮置き場所内で可燃系の混合廃棄物のが発災したということで、去る2月27日の火災発生箇所と同様の箇所がまた発火したというようなことでございます。状況、経過、簡単に申し上げますと、13時07分同仮置き場を管理運営しております鴻池組の現場担当職員が発見をし、消火器を使用して一たん消火活動を行いまして、さらに同13時17分、危険な状態のために消防署に119番通報しております。消防署の方が現地着任しまして、消防車両5台出動いたしまして、放水活動を実施したということでございます。なお、重機バッ

クホー2台で掘り起こしながら消火活動いたしました。13時31分ほぼ鎮圧の状況でありまして、くすぶっている箇所の災害廃棄物をかき上げながら現在も放水中というようなことでございます。最後に、発生原因につきましては、現在調査中でございますが、去る2月27日の火災と同様に自然発火と思われるというような状況でございます。なお、また詳細情報現地から入りましたら御報告申し上げたいと存じます。以上で報告を終わります。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほど佐藤委員の方から 8 月 29 日以降の仮設住宅での会議の中で、該当する議事録が出てこないんだがというお話がございました。大変申しわけございませんでした。口頭で申し上げますと、昨年の 10 月 6 日に自治会の方、社協支えあいセンター、それから西武包括センター、私ども等々で会議がございまして、そこの中で西部地域包括センターの職員の方が介護を必要としている方がいらっしゃれば連絡をいただければ専門の調査員が訪問調査に伺って、介護に関しいろいろ御指導いたします、24 時間で対応しますので夜間については特養ホーム多賀城苑のスタッフが対応いたしますというような説明をしてございます。以上です。

〇佐藤委員

ペーパーで報告しなくても口頭でということで私オーケーしたんですが、余り具体的な対応はされていなかったということがわかったかというふうに思います。私けさ、さっき、日経新聞のコピーを見せられたんですけれどもね、「何日もだれにも気づかれないなんて悔しくて仕方がない」というふうに多賀城市の仮設でひとり暮らしの男性が死後3日で見つかった斜め向かいのお部屋でひとり暮らしの鈴木さんとお名前が出ていますのでお読みしますが、だれでもいいので声をかけてほしいという不安を訴えているという新聞を見せていただきました。そういう意味では起きてはいけないことが起きたということを改めて感じるわけですよ。その下の方にね「行政がどこまで介入したらいいのか難しい」と、「死亡から二、三日後の発見はやむを得ない」という保健福祉部のコメントが載せてあるんですが、これはいかがなものでしょうかね。何かけさ見るまでそれには触れないでおこうと思ったんですけど、ええっと思ったんですが。改めてお伺いします。

○鈴木保健福祉部長

私が多分対応した方の記事かというふうに思います。いわゆる孤独死が発生した後、すぐ共立メンテナンスの社員、それから私どもで今後の対応策というふうなことを協議させていただきました。先ほど次長が説明しましたとおり、協議する中ではいわゆるその安否確認が24時間で例えば所在がはっきりしない、所在がはっきりしない時間を24時間とするか、48時間とするかというふうなことでの協議中でのいわゆる取材というふうなことでしたので、そのような形でお話を申し上げたところです。それが記事になったというふうなこと。それで、その後、やはりきょうの資料にもありますが、実は介護福祉課の方で行っております緊急通報システムというシステムのちょっと説明をさせていただきますが、これはひとり暮らしの高齢者の方で、体調が少し弱ってきた方、不安のある方、そういうふうな方に緊

急通報システムをお届けしているわけですけれども、その一つの機能の中に、トイレにセンサーがついていて、そのトイレを 24 時間使用しなかったとき、自動的に通報が行くという、こういうシステムになっています。したがって、緊急通報システムのいわゆる稼働時間というのが 24 時間を経過するとひとりでに通知が行くということで、いわゆる緊急事態に備えるというシステムになっているものですから、であれば 48 時間とかというふうなことでは決してなくて、いわゆる 24 時間というふうなことで最善を尽くしましょうというふうなことに最終的に我々が決めたと、こういう状況でございます。したがいまして、その途中での取材だったというふうなことで御理解をいただければと。なお、まだ具体的に仮設の方々に直接説明やチラシによる聞き取り調査までは行っていませんが、先ほど次長申し上げましたとおり、この運用については、内部でもう2月20日から24時間動いてなかったら必ず市の方に連絡をもらって対応しましょうというふうなことで、現場の方ではもう既に回しているというか、実施しているというふうなことでございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

〇佐藤委員

次に、特別説明資料の 7 ページの復旧・復興分として区分した事業のところで、3 番目の仮設住宅管理運営事業で、県支出金が 8,945 万ですね、市の一般財源になるんでしょう、これはね。2,182 万 3,000 円というふうに出てるんですけれども、この使い道というか、何にこれは充当されてるんですか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

失礼いたしました。資料 6 の 75 ページで一番下ですね、2.仮設住宅(プレハブ)管理運営事業という……。すみません、もう一度申し上げます。6 の 75 ページの一番下、2 の仮設住宅管理運営事業で、1 億 1,283 万円というの総額ございます。このうちの、77 ページの方をごらんください。13 節委託料で、仮設住宅の管理運営業務委託料 8,946 万がこちらの特別説明資料の県支出金になっております 8,946 万でございます。そのほかの、同じ委託料の支え合い体制業務委託料と、13 節以外の報酬から需用費までの分が一般財源ということで 2,182 万 3,000 円ということになってございます。(「もう一回、ゆっくり」の声あり)資料 6 の 75 ページの一番下に 2.仮設住宅(プレハブ)管理運営事業ということで、総事業費が 1 億 1,128 万 3,000 円(「2,182 万 3,000 円の内訳だけ教えてください」の声あり)(「それを順次次長が言いますので」の声あり)2,182 万 3,000 円の内訳でございますが、75 ページの 01.報酬 832 万 3,000 円、04.共済費 129 万 6,000 円、旅費 9,000 円、需用費 919 万 5,000 円、それから次のページ 77 ページの一番下、支え合い体制業務委託料 300 万円、これらの合算でございます。

〇佐藤委員

そうすると、一定のこの 2,182 万 3,000 円だけは市の持ち出しで出しているという内訳になりますよね。それで、きょう見せていただいた資料のですよ、2 ページ、共立メンテナンスは 2 カ所の詰所を見直して、廃止して、何千万か、1,200 万ほど節約して見直し後の

案として提示出してきました、7,500万というね。一方で直営で、この中にも同じ2,100万という金額がプラス7,500万に2,100万という金額がプラスになると考えていいんですか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2,182万3,000円はこの業務委託料とは全く別物でございます。

〇佐藤委員

だから、1回目の案でね、1回目の提案で、もう2,182万3,000円は市で持ち出します よという中身ですよね、これはね。見直した後には7,500万として見直して、見積もり来 たけれども、それにも同じく2,182万3,000円はかかるんですかとお聞きしてるんです。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

失礼しました。はい、そこの部分は動きません。これは、歳出の説明でもお話し申し上げましたけれど、6カ所の仮設入居者の方の健康管理等のために非常勤職員が2名と、それから非常勤の保健師2名をこちらの社会福祉課の方で雇ってと言ったらいいんでしょうかね、の方で直接雇用いたしまして、それで各仮設を回っていただいて、健康相談なんかに応じていただいている部分ですので、共通といいますか、13節の方の費用とは別物で、そのままでございます。

〇佐藤委員

A 社、B 社といろいろ見積もり出て、後で詳しい精査した数字を藤原委員がやりますけれども、具体的に見ても、1,200万ほど減らされてはきたけれども、直営でやったときのと比べてみると、確かに直営でやれば少し金額がかさむけれども、この分で自治会をしっかり充実させるとか、そういうことにつなげていければ直営でやってもそんなに遜色ない金額でやれるのではないかなというふうに思ったんです、なお。8,900万という金額、人件費は全部緊急雇用対策で出ますしね、事業費のところでの消耗品費とか、この部分で829万3,000円というぐらいかかるという程度の金額ですからね、そういう意味ではやっぱり一定の見直しといったときに、詰所を2カ所廃止した程度の見直しと、直営でやったときのでデメリット、メリットが下にありますけれども、この直営のデメリットのところでの、何というんでしょうかね、説得力というのがあんまり私には感じられないんです。しかもですよ、(6)には住民との対応に時間をとられると書いてあります。何ですかこれは。どういう意味だか教えてください。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ここにつきましては、いわゆる業務委託というような形で実施している場合には、例えばその設備の調子が悪いので見てくれないかとか、そういったもろもろの部分については業務委託会社の方の仕様にもございますので、そういった対応で対応できるものはさばけるということになるんですけれども、直営ということになれば、そういったものすべて私どもの方でお話を聞いて、職員が出向いてといったことで、その辺で時間が今のスタイルよりはずっとかかるというような意味合いでございます。

〇佐藤委員

言っている意味はわからないでもないですけれども、そういう部分では、私どもこの間行った東松島のところでは明確に委託の中身を分けて委託をしているというようなこともあります。もうちょっと検討の余地があるのではないかというふうに、これが最終案ではないと確認してていいですね。

○鈴木保健福祉部長

もちろん最終案ではないというと、これから詰められるところは詰めていきたいということが 1 点、それから、1 年間運営していく中で、いろんなことが出てまいりまして、追加になる場合もあれば、削る場合もあるというふうなことで、いわゆる事業量に応じた必要な対価というふうなことで考えてまいりたいというふうに考えておりますので、当面はこれが大体ひとつの目安というふうなことで御理解いただければというふうに思います。

〇佐藤委員

共立のところで、事業費のところで、さまざま備考のところにいろんな経費が書いてありま すよ。このときに、私山王でない仮設の住宅の方にお聞きしたんですけれども、あるとき管 理事務所で何か健康器具か何か使って運動してたらしいんですが、うんと暖かいものだか ら、「ストーブ消してもう少し温度を下げてもいいよ」と言ったらば、「大丈夫だ、これ市役 所で払うんだから」と、こういうことを言ったと。そういうふうに言うんだよっていうよう なお話なんかがあるんです。共立メンテナンスに対してはさまざまなそういうような話が ありまして、御紹介をするかしないかはばかられるようなことも含めて、皆さんがアンケー トにとった一番の根拠とされている業務遂行が良好であり、入居者からの各種要望、相談等 にも的確に対応しており、入居者との信頼関係が築かれているためという根拠というのは、 私は本当に本当なんだろうかという思いでずっと思っております。皆さん方が直接出向い ていってとられたアンケートに対して住民の方々はどういう思いで答えたかというと、毎 日毎日会ってる人たちとの摩擦はないと、しかし、外部委託をするということでどのように 市のお金が使われていくのかなという点では大いに関心があるというふうにおっしゃって おられました。そういう意味では、ここの部分が本当に根拠があるというところではまだ首 をかしげざるを得ないというふうに思います。まだもう一つ二つ御紹介しますと、山王住宅 は一番最初にできた仮設住宅ですから、一定の生活困難者とか、被災の大きかった方々が優 先的に入居された仮設住宅だと思うんですね。そういう中で、入った方も初めてですし、何 といってもそのメンテナンスを任された共立自身も初めてだったというふうに思うんです。 たった 1 日の研修しかしてないんですからね。 そういう中で、 ある方が、 70 歳代前半の女 性の方が、一人で寂しいもんだから家族、親戚よりいろいろ毎日たくさん来てもらってたと 言うんです。そしたら、「なんであんだいさそんなに親戚の人いっぱい人出入りすんのっし ゃ」って「おらたちみんな見てんだからね」って、そういうことを言ったと。そう言われて からとても怖くて人呼べなくなったって言ってるんですね。その人泣いてましたよ、ことし の1月に。そういうことやら、あるいはその方が、「あの人は認知症だから、あの人の言う

ことは相手にしんすな」って、どうも責任者の方が言ったらしいですね。そういうことをある方に言って、それが何かその辺に散らばってというようなこともあったりしてね、本当に適切でない対応をしてきてるんです。それで、そういうことがちゃんと役所の耳に入ってるかどうかということが大きく問題であって、そうであればこういうふうなことはなかなか根拠にすることができないのではないかというふうに思うんですけれども、以後ね、今からまだ決定事項でないとすれば、そういうことも含めて、大いに調べていただきたいと、こういうふうに思うんですけれども、いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

今回職員によるアンケート調査をさせていただいて、皆様のお手元にもその資料、結果の資料お渡しさせていただいております。 問3、問4では少数意見ながら、さまざまな苦情なり、提言なりというふうなものを寄せられました。私どももこれまでなかなか職員が直接多くの時間を割いていくというこができなかったので、実際行ってみるとこれだけの数のものが出てくるんだなというふうなことを深く反省をさせられたというのが実態だと思います。全体的に見れば、確かにお一人だったり、お二人だったりという少数意見ではありますが、こういったところを一つ一つ事業者の方ともお話をしまして、ぜひともこういう苦情が上がってこないように今後対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇佐藤委員

ついでに言うと、その人は緑ヶ丘病院を紹介するからとも言われたそうです。そういう意味ではね、本当にその人権感覚が備わっていない、うんと不適切な会社だと思わざるを得ない。その後のいろんなことを聞いたり、見たりするとですよ。ですからね、その辺でどのように訂正、指導していくのかというあたりではね、丸投げって言われて皆さん嫌がるんだけども、本当にね、余計手間暇かかります。自分たちでやった方がよっぽど安上がりで簡単だというような思いがするんですが。聞いてた、じゃあ返事ください。

○鈴木保健福祉部長

確かに直営でというふうなことで、我々が現場に出向いて陣頭指揮をとるというふうな方法ももちろんございます。でも、24年度はこれまでも何度か申し上げてまいりましたとおり、いわゆる民賃の方々、在宅の方々、これから6,000件もの方々を相手にして24年度は事業を進めていきたいというふうなことで考えているところです。そうしますと、どうしてもすべての方を同じような物差しといいますか、尺度ではかるわけにはまいりませんので、事業そのものを切り出しできるところはぜひとも切り出しをさせていただいて、それで多くの方々をサポートしてまいりたいと、このようなことで考えています。なお、今回共立メンテナンスへの提言、苦情、その他さまざまあったというふうなことで、全社員研修をしなきゃいけないというふうなことで、たしか27日に阪神の方でそういったサポートをしてきた、今現在、たしか亘理町の方でお世話をしていただいている方をお呼びしまして、研修をさせていただいたところでもございます。なかなか目が行き届かないところもあるか

とは思いますけれども、こういう席ででも御提言いただければ、できるだけ前向きに是正してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〇佐藤委員

日経にその心の復興、力あわせてというふうなところで、今回の孤独死のことが載っていたんですけれども、石巻市が市内の仮設入居者 6,341 人を対象にした調査では、約 6%の359 人が不安や恐怖、抑圧を感じるなど、心のケアが必要という結果が出たそうです。仕事が見つかるなどして元気になる人がいる一方で、喪失感や自責の念にかられ、立ち上がれない人もいると。そういう人たちがだんだん二極化に進んできていて、そういう方たちの落ち込みは大変進んでくるというようなことが言われております。被災者が抱える将来の不安を最小にする手だてを周囲がみんなともに考えなければということが書いてありますけれども、果たしてしっかりこたえられる業者であるのかどうかということはね、きちんと、本当に真剣になって検証しないといけないというふうに思いますので、1 回目は終わります。

○竹谷委員

この資料、きょう出された資料の中で、説明してほしかったのは、なぜ我が多賀城が 1 人当たりの金額が他自治体よりも高くなっているのか。その原因をきちっと説明しなければいけないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木保健福祉部長

実際私も 1 市町村、1 市町村すべて電話で私が確認したわけではありませんが、この表を まとめた後に聞き取り調査をした担当職員も含めて、いろいろ協議した結果、まず一つは、 いわゆる仮設住宅の中に、これは昨年の5月、6月からずっと23年度は継続しているん ですが、いわゆる住民の方々がいろんな、去年の6月、7月、8月と市の方に対しての要 望であったり、いろんな聞きたいこと、その取り次ぎ、そういったこともありましたので、 我が市としましては、いわゆる集会所に常勤としまして常置しました、そこに。 多賀城公園 だけはちょっと数が大きいので、そこに3人、あとそれ以外は2人ということで、いわゆ る朝 9 時から夕方 6 時まで、必ずそこに 2 名ないし 3 名の担当者がいるという、張りつ くという、いつでも住民の方々から御相談を受け付けられる体制をとらせていただきまし た。これがいわゆる常勤をするといいますか、そこに常置する、いつでもいるということで、 人数がふえている一つの要因。それから、当然私どもも当時そういったことについてふなれ でしたし、採用された方々もいくら研修を受けたともいえ、なかなかふなれだったというふ うなこともありまして、見守りその他、訪問につきましても、二人一組で現在も歩いていま す。 中にはやはりいろんな方がいらっしゃいますので、 どうしても訪問が不安だと、 1人で 行くのが不安だというふうなところもありますので、2 人で訪問をさせて確認をさせてい ただいています。 したがいまして、ここでこれまで今年度 28 名というふうな人数につきま しては、そういったいわゆる手厚い支援をしていくという、そういうふうな理念のもとに人 数を 28 名、 これはパートも含めてですけれども、 そういったことを含めて 28 名にしたと

いうことでございます。その後、今回は、今まではずっとそうやって6カ所に2名ないし 3 名置いていたんですけれども、新年度に限っては、西部と東部というふうに大きく二つに 区切りまして、朝 9 時から夕方 6 時まで常勤するというか、いるのは、多賀城公園野球場 と城南ということで、そのほかのところは例えば午前と午後と振り分けているという、そう いうふうに少しいろいろ話をしていく中で、いわゆる相談業務であるとかさまざまなもの が、昨年と比較して減ってきているというふうなこともありますので、じゃあ新年度におい ては丸一日ということではなくて、西部地区に限っていえば高橋が午前中なら午後は山王、 山王が午前中なら午後は高橋というふうに人を入れかえてその時間いつでも受け付けられ ますよというか、相談に応じますよというふうなこと、そういったことです。それから、や っぱり他市町村では見守りその他についても、一人で歩いているという市町村が圧倒的に 多いというふうなことでございました。そのことでもいろいろ問題や課題があるというこ とも今回の聞き取り調査で見えてきたこともあります。多賀城市としては 1 人当たりにす ると 17 戸というふうなことで、2 人で歩いているので実際は 34 戸というふうなことに なるかと思いますが、1 人にすれば 17 戸というふうなことでございます。 これがいわゆる その経費を押し上げている要因だというふうなことなんですが、反面、これは手前みそにな りますけれども、そういったことをずっと継続してやってきたことがある一定の評価を得 ているというのもその裏返しではないかなというふうに考えておりますので御理解をいた だきたいと思います。

〇竹谷委員

理解するために質問してるんだけどね、ポイントがさっぱりなってないんだな。22名でしょう、22名を配置するんでしょう、毎日ね。22名はどうなの、毎日なの、毎日でないの。 そこをきちっと言ってよ。計算できないじゃん。もう一回。

○鈴木保健福祉部長

これはあくまでも人工としての共立メンテナンスが採用する人数というふうなことで、これは土日勤務もありますので、ローテーションというふうなことで回していくということになろうかと思います。先ほど私が申し上げましたのは、そこに常駐する人数というふうなことで、それ以外に訪問をしてやる人数ということになりますので御理解をいただければと思います。

〇竹谷委員

理解しようとして聞いてるんです。22 名なんでしょう、共立の職員は。今までは土日休みだったんでしょう。(「やってました」の声あり) やっておったならなぜこの間の死亡事故あったときに対応がおくれたの。あなたのとこで対応するの遅かったでしょう。だからおれは土日休みだもんだからやむを得ないなと思って理解してたでしょう、ね。そういうと説明が違うでしょう。土日休みだと思ってたから。「ああ、しょうがないな、土曜日見つかったんだからな」と。であればね、きちっと申しわけないけれども、22 人でシフトをきちっと出してください。こういうシフトであります。それが一つ。

それから、2ページの人件費の算出ですが、これは午前の質問と継承されてくるんですが、震災等緊急雇用対応のやつで、あなたのところは、見たら、高いんだな、月 18万5,000円となってるね。これはなぜそういうふうになってくるのか、その説明。それは文書で出してください。それから、なぜ事業費が700万、ここにいろいろ書いてありますけれども、事務所縮小するのになぜ700万もかかるのか。それから、管理費、普通はこれも全部含めて10%か15%以内で普通はやってんじゃないかと思うんですよ。ですから、その辺もどういう根拠でこの管理費ははっきり言って支店経費になっていくのか、本社経費になっていくのかその案分はどうなってるのか。例えば管理費の中に消費税は外税で契約するんじゃなく、内税で契約するとか、できるだけ経費を節減するような手法というものを考えていくべきだと思いますので、再度この積算きちっとして教えてください。

○鈴木保健福祉部長

勤務体制のシフト表については後ほどまた改めてお出ししたいと思います。それから、いわゆる社員の給与等につきましても、ちょっと資料を作成して後でお渡ししたいというように思っております。

○金野委員長

竹谷委員、今22人分のシフトの文書は出せる。人件費の算出文書は後で出すと言ってるんですが。竹谷委員。

○竹谷委員

あのね、まとめて出してください。それで検討しますから。(「全部まとめて」の声あり) そうでないとちびちび出してもだめだから、まとめて出してください。そうすると、このことが正論なのか、正論でないのかというね、判断材料にしたいの。

○鈴木保健福祉部長

でき次第お配りしたいというふうに考えております。

○金野委員長

それでよろしいですか。竹谷委員。

○竹谷委員

そうすると、それ出ないと、あと審議できなくなるよ。あと別な人審議してもらってもいいですけど。審議するためにはそれを出してもらってね、皆さん方も出す資料を確認したいんですよ、ね。そういう意味でお願いしてんですから。

○金野委員長

はい、じゃあこれはですね、でき次第とにかく資料を出すということで、ほかに質疑の方。 深谷委員。

〇深谷委員

47 ページの社会福祉協議会運営補助費用で、19 節で協議会補助金ということで、こちら説明のときには人件費 6 名分ということの説明だったと思うんですが、それでもしよろしければ「はい」というふうにお答えいただければ大丈夫です。

それから、31 ページにも 19 節に負担金補助及び交付金とあって、区長会運営費補助金とあるんですけれども、この同じ補助でもこちらがもし人件費だということになれば、こちらの区長会の方の補助ということについては、どういった内容のものになるのか教えてください。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

社会福祉協議会運営補助事業につきましては、御説明申し上げましたとおり社会福祉協議会事務局職員6名分の人件費でございます。

〇片山地域コミュニティ課長

区長会の補助の関係につきましては、多賀城市区長会に対しまして、区長会で行う研修とか、 地域課題のための市政懇談会等の事業を活発化するための補助金でございます。

〇深谷委員

まずその、今、区長会の方の活発という言葉に過敏に反応してしまったんですが、補助金の あり方ということで、今回いろんな自治体の資料を見させていただきまして、ちょっと勉強 させていただきました。そのときに、補助金のあり方としてやはり一番大切なのは、公益性 のあることで、補助を受ける団体に当たっては、本来行政がやるべき業務であったり、そう いったものの効率化を図ることであったり、そういったものでその補助を出して、要は税の 執行者という形でなるべきものが補助金を受ける団体であるということだというふうにさ まざまなところで確認させていただきました。余りここはそんなに突っ込んで聞く話でも ないんですが、47ページの6名分で3,200万、1人に直すと539万2,000円、1人 月額に直すと 44 万、これもなかなかな数字だなと。 先ほど来、 仮設住宅の共立さんの話で 出た 1 人 18 万 5,000 円ですか、 そのようなのと含めてやっている内容、 それからそうい ったことのあり方としてはどういうふうな考え方をしていけばいいのか、これから私勉強 しますが、今回はその補助金ということについてちょっとお伺いしたいなというふうに思 います。この、業務の運営に対する補助金ですとか、さまざま補助金全体の考え方としてお 伺いしたいんですが、現在その補助金という、こういった先ほど来、先ほどお話ししたよう な項目の区長会の運営補助金であるとか、例えば 41 ページにも明るい選挙推進協議会補 助金だとか、さまざまその補助金ということがあるんですけれども、この補助金を出してい る団体に関しても、私は PDCA サイクルといいますか、きちんとお金の使い方、どういっ た使い方をしているのかということをきちんと市民に対しての公開と、その行政効果とし てあるということを説明できないと、この補助金としてのあり方としてはどうなのかなと いうふうに考えておるんですが、いかがでしょうか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

委員御質問の補助金のあり方ですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、各種運営費補助だったり、事業費の補助だったりという形でいろんなものがあるというのは確かでございます。それで、その今おっしゃられた PDCA に関して申し上げますと、以前も申し上げていますが、事務事業評価表を来年度は全事業一応つくる予定としております。その中で、補

助金についても一項目ずつのシートで評価をしていく形になりますので、そういった部分 で成果をきちんと見せる格好で今後評価していきたいと思ってます。

〇深谷委員

この PDCA サイクルの一番大切なのは、多分この C のチェックの部分だと思うんですね。 どういうふうに使われたのかって、何回も健康課を出して申しわけないんですが、補正予算 のときにも例えば予防の事業で受診率を達成率として当てはめても、予防の事業の結果の 検証には当てはまらないと。こういった補助金をあてがうのに当たって、どういった効果が 生まれて、それにその公益性があるのかということをきちんと検証した上でやっていただ きたいなというふうに思います。今その補助を出している団体ですとか、諸団体についても、 全体的に見直しをするべきであろうと。その財源をなくせということではなくて、行政経営 という視点から、やっぱり経営というのはお金をどのように回していくか、やっぱりその生 きたお金をですね、より生きたお金ですね、今が別にだめなお金とかということではなくて、 より生きたお金を使っていけるような仕組みをきちんと行政側が提示していく必要がある かなというふうに思いますので、ぜひ、見直しを行う資料作成に当たっても、そういった視 点は必ず入れていただきたいと思いますが、この辺について御答弁をお願いいたします。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

見直しの中で、どういった指標を使うのかというのが本当に補助金関係の場合は一番大事な部分であると思います。その見方を間違うと、指標が上がっていると見えてしまうようなものを使うと、いつまでも見直しができないという部分もございますので、公益性とか、そういった効果がきちんとはかれる指標を指標として活用して判断していくというようにしたいと思います。委員おっしゃられたのを事例として一つ申し上げさせていただくと、他県からの話で聞いた話ですけれども、例えばそういう運営費補助という形で出してて、その指標が会議の開催回数だったといった場合、たまたまその打ち合わせがどこかでお茶したりというような形になってしまっていたというのも笑い話のような話ですけれども、聞きますので、そういった指標をきちんとどういったものが適正なのかという部分についてはきっちりやっていきたいと。

〇深谷委員

あわせてですね、その指標の中で僕は常々感じるんですが、よくある延べ人数、あの延べ人数という考え方もですね、ぜひ見直していただきたいなと。同じ人が何回も同じ、例えば補助をいただいている団体の事業に同じ人が何回参加しててもそれは市民に広がりのない効果ですし、それを延べ人数として出されて、数字が大きければそれを評価の対象にしてるとすれば、そこは見直す価値があるかなというふうに思うので、延べ人数という考え方についても、一考の余地があると思いますので、ぜひ考えてください。この補助金に関してもう一つなんですが、ぜひサンセット方式ですか、終期設定ということで、ずっとそのいい事業であるという評価、何年間ということできちんと見直しを図っていくと。もしそこで一定の効果が生まれていないような形がもし見つかるのであれば、きちんとそこはめどをつけると

いうことも、その見直しに際し、ぜひ取り入れていただきたいんですが、これについても御 回答をお願いします。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

恐らく、恐らくというか、今回事務事業評価を実施いたしますと、いろんな問題点などが発見されてくると思います。それをもとに、どういった分類で補助金の区分けをして検討していくかということを、今後検討させていただきたいと。委員おっしゃるとおり、サンセット方式自体もうちの方の市の補助金で市民活動団体助成とか、そういった部分も取り入れてる部分ございますので、そういったものを参考にしながら検討させていただきたい。

〇深谷委員

ぜひですね、公表と税の代行者であるということを市民の皆さんにもきちんと理解をいただいて、行政だけでなく市民ときちんと話し合いをしながら、協議の場を持って前に進めていただきたいなというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

それから、1点だけですね、ちょっと確認したいんですけれども、議案第22号関係資料の見開きのページの、これは全部A市、B市、C市、D市ということで書いてあるんですが、これ市町村名は、僕ですね、我が会派の方で東松島市の方に行きまして、東松島市がこれかなというところがわかるんですが、これは何市というふうに言わないとちょっと確認ができないんですけれども、何市というふうに言ったらまずいんですか。

○鈴木保健福祉部長

資料を作成する際内部で検討したんですけれども、まだそれぞれの市町村が契約に至っていないこと、さまざまな要素が含まれているので、例えばあそこの市ではこの金額でこうだ、ああだというふうなことになるとですね、いろいろ便宜上問題があるかなというふうなことで、あえてストレートな市町村名は置きかえさせていただきました。

〇深谷委員

わかりました。じゃあ、どことは言わずに、我々が行った自治体では、業務委託ということで多賀城と同じような形でやっていたんですが、そこでは安否確認という言葉使ってませんでした。見守りという言葉で行っていたんですが、その部分がちょっとこの資料によると(3)で声かけによる安否確認の有無というふうな書き方ですると、すべての自治体が安否確認を行っているかのように見受けられるので、あくまで安否確認ということについては、行っておりませんというふうに断言されていたので、いわゆる安否確認と見守りという部分では、人の命を預かるという意味で、保健福祉部長が前回おっしゃったように、安否確認で市の、というところがやっぱり出てくるのかなというふうに思うので、安否確認なのか、見守りなのかというところの業務委託で人の命を預かる料金と、見守るだけの料金というのでは、やはり差があるかなというふうにも思いますので、その辺は明確にしていただきたいなというふうに思いますので、もしきちんと確認がとれているのであれば、この A、B、C、D、E、F、G、H、竹谷委員の質問で資料のあれがありましたが、その中に加えられるのであれば、ぜひそのことは加えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょ

うか。

○鈴木保健福祉部長

ちょっとそこまでは今の担当者と確認をとっておりませんでしたので、必要があれば資料をお出しするのは多分月曜日になろうかと思うんですけれども、この土、日の間にその辺も確認をして資料の方改めて出させていただきたいというように。ただ、私どもも実は内部で協議したときに、このことだけ 1 点お話しさせていただきたいんですが、遠くから見守りという必要性のある方もいらっしゃるでしょうし、一々しょっちゅう来られるのはちょっとうるさくて嫌だという方も中にはいらっしゃれば、いろんな方がいらっしゃるんですけれども、面談をすることで本人は元気だといっても、あれ、何かちょっとこの人きょう少し様子おかしいぞというふうなことも実は見てとれるというふうなことがありますので、うちの方としてはできるだけ対面方式がとれるのであれば、そういったことでいわゆる安否の確認って言っちゃうと、いわゆるその何かすごく仰々しくなっちゃうんですけれども、いわゆる本人の健康というふうなものの状態をちょっとした会話の中からでも酌み取れれば、それは本来の私たちの業務であるべきだろうというふうなことは話し合っているところでございます。

〇深谷委員

そこはよくわかるんです。そこはよくわかるんですが、仕事で分けても仕事の内容によって金額も変わってきますし、そういった部分も含めて、委託している内容がそれぞれ自治体によって違うわけですよね。委託している内容が違って、値段で比較して 1 戸当たりの値段が幾らだって比較の仕方をしたんでは、正当な比較の情報にはならないのではないかなというふうに若干思うので、その一番大きな違いはやっぱり見守りと安否確認ということでですね、そこの課長は強調してらっしゃいまして、安否確認は行っておりませんというふうに我々には断言しましたので、その辺についてはきちんと確認をとられたほうがよろしいかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○鈴木保健福祉部長

土日をかけて確認がとれる範囲内でとらせていただいたいと思います。たまたま私どもも 阪神の方を参考にさせていただいている例とかもあるんですが、巡回型支援員、滞在型支援 員、それから訪問型支援員、さまざまな支援員の作業についても呼び名もあるようです。ただ、これ明確な定義づけとかというのもないようですので、あとは業務の量、質、それをも とにいわゆる賃金というのははじき出されていくべきだろうというふうに考えております ので、とりあえず土日かけて調べられるだけ調べて、資料としてお出ししたいというふうに 思います。

○余野委員長

ここで休憩に入ります。再開は3時15分。

午後3時03分 休憩

午後3時15分 開議

○金野委員長

おそろいですので再開いたします。

〇雨森委員

資料6のですね、27ページです。多賀城駅前警察官立寄所新築事業に関してお尋ねいたします。先ほど竹谷委員から質問ありまして、その回答に面積約50坪ぐらいということでお聞きしたわけでありますが、この駅前交番というの非常に多賀城の、過去にさかのぼりますと何十年間という、もう30年以上になるんですよね。今の市長も議員時代のときもそういった話も出ておりましたが、そういうことで議員からも地元議員からも要望書等々市に出されておられまして、県に訴えておりました。あれから40年じゃないですけどね、あれから30年以上たっております。それで、その中で、市としてはこの多賀城駅前交番を、交番ですね、格付、交番を望まれるのか、あるいはまた幹部交番というのありますね、その幹部交番というのを目標にされるのか、これは私は20年前は駅前交番ということで県に訴えておりましたが、県側の幹部の人たちからね、多賀城6万市民なんで交番ではないんだよと、幹部交番が必要だろうということでね、訴えを変えまして、旗も染め直して幹部交番という旗をつくったんですよね。そういう経緯もございます。そういうことでね、やはり目的は幹部交番。将来は多賀城警察署をつくるんだというような意気込みなのかどうか、最初にお尋ねいたします。

○角田交通防災課長

委員の思いに沿うべく努力したいと思います。

○金野委員長

終わり、はい。雨森委員。

〇雨森委員

これは最初、前段であります。それでは坪数とか、今ね。交番、意に沿うようにですか、意に沿うようにね、えらいこっちゃね。それで、24年度にはですね、設計業務委託料ですね、それが784万9,000円というふうに計上されておりますが、設計というのは大体建築費の1割というふうに、そのものによって多少違いがあるんでしょうけれどもね、24年度に設計をしていただくと。そしてそれを、建築は高架の完成、駅前が完成時、あるいは前後して、25年度に建築したいというようなお考えがあるようにちらほら聞いておるんですが、およそどれぐらいの金額でお考えなのかお尋ねいたします。

○角田交通防災課長

24 年度につきましては、設計委託をするわけですけれども、委託設計業者が決まった折に 建築費用というのは決まってくるわけですけれども、一概には言えませんけれども、5%から 10%の間かなというふうに認識しております。

○金野委員長

雨森委員。

〇雨森委員

そうすると、10%といいますと、仮に8,000万、約8,000万近いものを考えておられる ということとして理解していいわけですね。それで、その高架というのはいろいろと担当の 方々とかお聞きしますと、防音とか、あるいは振動の問題とか等々ありまして、非常に設計 上大変であるということで、お金もかかるということを確認しております。そういうことで、 8,000 万、七千数百万を投じて駅前に将来幹部交番、あるいはまた交番の設置を市の方で 要望していきたいという熱意に対しては非常に感謝しております。それで、この間、1 月で すか、ちょうど村井知事とも会う機会ありまして、それでこの交番の問題、知事はどう考え ているんだということを確認しました。つくりますよということで、彼は返答あったんです が、急きょまた県の方から連絡来ましてですね、問題は今現在ある多賀城の中学校の横の交 番が 50 年間、あれ鉄筋コンクリートですね、償却 50 年であると。それで現在大体三十 五、六年ぐらいだと思うんですよね。そうするとあと 15 年間ぐらいはまだ残ってるんだ と、まだ使えますということでね、将来まだ 15 年はあるんだということで、それがその減 価償却終わった時点で考えるようなこともちらほらと言ってるわけですよね。これは以前 から、何十年前から同じこと繰り返しているわけです。ですから、そういったことを踏まえ ましてね、知事の方にも訴えておるんですが、県の方としては24年度に高架下にそういう 計画を、多賀城はお立てになってると、そういう明細を多賀城市から県の方に出していただ きたいと。進捗状況ですね。そして、このような形をつくりながら、ぜひ駅前に交番が欲し いんだということをぜひ出していただきたいということを、担当部署から連絡ございまし た。それを踏まえて、一日も早くそういうことを実現化するように考えておるんですが、御 回答いかがでしょうか。

〇内海総務部長

市長も雨森委員と思いは一緒でございます。それで、ことしの新年のごあいさつに県警本部 長の方にまいりまして、その辺の話も詳細にお伝えをしていたところでございます。したが いまして、なるべく早く駅前に交番ができるように、我々も一生懸命頑張っていきますので、 議員も引き続き御支援の方をお願いしたいというふうに、こう思っております。

それから、先ほど設計費のところで、一般的に言えば建築費用は云々というふうなことありましたけれども、まだ設計も組んでみていない状況でございますので、あまり詳細なところでお話しすることができませんけれども、こちらの方に一応概算でこのような形で数字は上げさせていただいておりますので、御参考にしていただければというふうに思っております。これ、資料の方が実施計画の22ページの方に上げさせていただいておりますので、御参考にお願いしたいと思います。

○余野委員長

実施計画の22ページ御参考にということです。

雨森委員。

〇雨森委員

今総務部長から回答ありました。市長もぜひ知事とひざを交えてということになりますが、これには、今若林幹部交番から若林警察署になりましたので、元知事の約束事やって、それで書面に書いたということで、本間知事ですか、その時代に幹部交番若林警察署にするという文書交わしたそうでございます。そういった口約束とか、あるいはまたそうしたいんだという気持ちではなしに、やはり市長ぜひ村井知事とひざを交えて、そして書面でもっていつごろまでやるということをはっきり期日を書いて、すぐ来年つくれとか再来年つくれと、それはまた別問題として、いずれにしてもいつごろまで必ずやるよということを後に残していただくような、書面でもって、ぜひお願いしたいですね。そうでないと、知事が変わったら、県警本部長変わったらね、また更地に、もとに戻っちうんですよね、これね。それの繰り返しなんですよ、はっきり申し上げて。浅野さんのときもそうです。ですからね、ちょっと市長も県会議員におられて、お仲間でございますのでね、知事とぜひひざ談判していただいてね、期日をしっかりと記録に残すということでお願いしたいんですが、市長のお考えをお尋ねします。

○菊地市長

いろんな場面で知事とお会いする機会があると思いますので、その辺のこと、直接お話はしたことは何回もありますけれども、書面ということになるとちょっとね、身を引くというようなところもあるのかなという思いもいたしますけれども、まず話してみます。

〇雨森委員

市長ね、やはり 6 万市民の長年の願いでございますので、弱気にならずにしっかりと食い つくところは食いつくという根性でね、ぜひそういった書面でもってこうしておくと。そう しないとね、今までずっと流れております。県警本部長みんな変わりますから、ぜひこの機 会にお願いしたいと要望しておきます。お願いします。

〇竹谷委員

さっき、土曜日、日曜日は休みじゃないかと私は言ったのは、あなたたちが出した仕様書の58ページに業務委託時間は月曜日から金曜日まで、午前9時から午後6時までとするとなってるんですよね。それを今度は変えるんでしょうから、そうであれば仕様書も一緒に資料で出してください。それが一つ。

それから、もう一つ比較資料で、後でいいですから、G 町、7 団地で 421 棟を管理してるところなんです。ここは 1 戸当たり 6 万 2,100 円、1 人当たり 39 棟になってますが、これは先ほど深谷委員の言っておった安否確認までやっているようですので、これとうちの比較の内容を一緒に資料で出してください、お願いします。

○金野委員長

先ほどの資料3点と、ただいま言った仕様書とこのG町のやつ出せるかということですが、 保健福祉部長。

○鈴木保健福祉部長

先ほど 57 ページっておっしゃった(「58」の声あり) 58 ページ、失礼しました。3 回目

の仕様書の変更がございまして、77、78ページに3度目の仕様書の変更がございます。 その3度目の変更の時に土日の勤務についても変更させていただいておりますので、それ 以降はずっと土日も対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの G 町の件につきましては、改めてその辺の内容がわかるようにちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

〇竹谷委員

これ、最後に変えたってことですね。最後に。23年度のその他の3で、不都合があって変えたということですね、そうすると。今年度も、これを含めてじゃあ、仕様書出してください。

〇金野委員長

これを含めて同じものでもいいから出してくださいって(「仕様書ですよ」の声あり)新たな仕様書、よろしいですか。(「はい」の声あり)

○鈴木保健福祉部長

そうしますと、先ほどの安否確認業務の徹底及びネットワークの整備というようなものも含めた、24年度版の新しい仕様書の提出ということでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり) はい、わかりました。

〇栁原委員

6 の 75 ページの生活保護と6 の 21 ページの地域交通ネットワークについてお伺いします。

多賀城市で義援金をもらったことによる生活保護の打ち切りの件数というのは何件あったでしょうか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

震災後の義援金による廃止は 1 月末現在で 82 件でございます。

〇栁原委員

国の通達では義援金は収入とみなすというふうになってましたでしょうか、ちょっと。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

前にもちょっとどの委員だったか忘れましたけれども、御質問いただいたかと思うんですが、義援金等につきましては、国の方からの通知で、いわゆる自立更生計画に基づいて、生活の必需品等々買う分については認定を除外します。それ以外については収入認定して差し支えないという通知が来ておりましたので、それに基づいてやっているということでございます。

○柳原委員

自立更生計画を出せは収入から除外してもいいですよというのは、生活保護を受けられて る方には説明はされたのでしょうか。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ケースワーカー等からはそのように聞いております。

〇栁原委員

生活保護を受けてる方がちゃんと納得できるように、十分な説明をしていただかないと、生活保護を打ち切られて、病院に行きたくても行けないというような事例も出てきているようですので、ぜひ柔軟な対応をくれぐれもお願いしたいと思います。

次ですね、6の21ページ……。

すみません、今の生活保護の回答ちょっとお願いします。

〇紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

柔軟にというお話でございますが、生活保護の補助費等々については、生活保護法に基づいてやらざるを得ません。したがって、先ほどの繰り返しになりますけれども、自立更生計画等で必需品だということで保護者の方が出されたものについてまでうちの方でこれは要らないとか何とかということで削ってるわけでは決してございませんので、それはそれとして収入から差し引いて、残ったものを収入認定させていただくと。その際に、当然残った金額で3カ月間、あるいは半年、あるいは1年ということで生活できますねということで、停止なり、廃止なりさせていただくんですけれども、その際は各ケースワーカーの方から自分の持っているケースの方に対して、途中でもし計算よりも消費してしまったとか、何らかの理由でプラスアルファでお金が出ていくことがあって、結果としてほかにも収入がやっぱりなくなってきたというときには、遠慮なく再相談に応じますよというようなことは申し添えております。

〇栁原委員

じゃあ、そのようによろしく取り計らいお願いします。

次、21ページ西部バスの件なんですが、地域交通ネットワーク構築事業。西部バスが今度 4月から 100円になるということで、いろいろ見直しもされるということなんですが、4 月からのどういうふうな見直しされるのかという内容をちょっと教えてください。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

4月からですけれども、まず便数、現在平日運行が6便実施しておりますが、8便に増便になります。朝と夕方各1便ずつ増便ということです。あと、4月からは新たな車両、路線バスタイプの車両で運行を開始して100円で実証運行を行うという形になります。

〇栁原委員

その見直しに向けて、現在利用されている方の意向調査といいますか、お話をどういうふう に酌み上げるのかという点では何か具体的に考えてますでしょうか。

○木村市長公室長補佐(行政経営担当)

現在ですけれども、市内全域に 1,000 世帯を対象にアンケート調査を実施しております。 その結果を集計して、この地区によってどういうニーズがあるかとか、そういった部分の把握に努めたいというところでございます。それと、3月3日からですけれども、3日間西部線、東部線両方ですが、乗降調査ということで、乗っている方々にアンケート調査を、インタビュー調査みたいな形でのアンケート調査を行います。どちらから乗ってどちらにど ういう目的で乗られるのかと、そういった部分をデータを収集しまして、今後どういった多 賀城市内の交通体系が望ましいかということで検討をさせていただく予定です。

〇栁原委員

3 日間だけだとちょっと短いような気もするんですが、もうちょっと日数を延ばすというようなことは考えられないでしょうか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

今、3 日間と申し上げましたけれども、一応現在うちの方で考えているのが、サンプル数で 東部線が 200、西部線が 100 サンプルということで、そのくらいの調査を行えばある程 度の方向性が見えるのかなということで、サンプル数そのくらいで考えています。

〇栁原委員

全市的なアンケート調査をやるということでしたけれども、西部線だけの沿線の住民の方にアンケート用紙を配って、そこだけアンケート調査をやるということは考えてないでしょうか。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

西部地区だけのアンケートというのは現在考えておりません。あくまでも市内の交通体系が最終的にどういった形が望ましいのかを考えないと、どういったルートなり路線を構築すればいいかがわかりませんので、全体で考えていきたいということです。

〇栁原委員

西部線の停留所とかのルートの見直しとかというところまでは今考えてないでしょうか。 〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

バス停の見直しにつきましては、まだ運行して 2 カ月という、期間が短いものですから、 もうちょっと様子を見たいという部分と、今回アンケートでそのバス停の位置についても いろいろ御意見をいただく予定としておりますので、そういった部分を含めて検討させて いただきたいと思っています。

〇戸津川委員

続いて、同じページのそのバス路線のことで引き続き質問させていただきます。きょうが締め切りということで、2月17日から市内のこういうアンケートが回ってきまして、ちょうど私のうちにも来たので答えさせていただいたんですけれども、私ぐらいの高齢者だと、とても何か答えにくかったというのが正直なところです。とても工夫して、いいアンケートなのだろうけども、これはちょっと高齢者の人は大変だろうなと思いながら答えさせていただきましたが、私が一番ちょっと、バスが今通っていない人に対してこういう質問をしてもどうかなと思ったのが1点だけございまして、ごめんなさいそこちょっと聞かせていただきますと、バスを利用しない理由について当てはまる番号三つまで選べというようになってるんですが、バスが今そこの近所を通っていないのに、運行本数が少ないだとか、バス停まで遠いとか、バス停がどこにあるかもそんなに、バスが今近隣に通っていないんだからそういうことも認識していないだろうなというふうに思うんですけれども、ちょっとそのあ

たりが残念だったなというふうに思いましたが、何しろスタートしていただきまして、1,000 軒のうちにこのアンケートが行ったということで、きょうが締め切りになっております。今後のスケジュールなどわかりましたら教えていただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

〇木村市長公室長補佐(行政経営担当)

まず設問については、確かに委員おっしゃるとおりバス路線がないところの方についてはちょっと配慮が足りなかったかなという部分がございます。今後のスケジュールですけれども、一応きょうまでのアンケートの期限としておりますけれども、大体あと 1 週間ぐらいはアンケート回収されるのをちょっと待ちたいなというところもございますので、そのまとまってから集計なり分析ということで、年度内いっぱいぎりぎりかかるのかなという予定でございます。それやったあと、インタビュー調査、直接バスに乗ってですね、その辺との突合とかした上でのデータベースをつくって、来年度からまたどういう計画でやっていくか考えたいということです。

〇戸津川委員

何しろ今言ったように、バスが今通ってない地域の人にとっては、本当に待ち望んでいる事業ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうによろしくお願いをいたします。

次は、先ほど53ページの緊急通報システムなんですが、私もちょっと一般質問でさせていただいたので、すごく先ほどちょっと勘違いして喜んでしまいまして、さっき保健福祉部長に確認に行きましたらちょっとがっかりしたんですけれども、緊急通報システムについては、阿部議員の一般質問でも明らかになったように、多賀城市独自のラインの引き方が国の基準より高くなってるんですよ。だからなかなか多賀城市には緊急通報システムがつきにくくなってるというのがわかります。でも私たち自身が決めたラインなんだから、この多賀城市がそのラインを低くするということは、私、多賀城市で決断できることですから、まずその点を、その高いラインを少しでも低くしていこうという気持ちがあるのかないのか、まずそのことを確認いたします。

○松岡介護福祉課長

現在、緊急通報システムの要件ということで、65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者の方で、障害者人の日常生活事実判定の基準、これ国の厚生労働省の方で定めておる基準の段階のいずれかに該当するもの、それから、身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が身体障害者福祉法の1級または2級に該当する在宅のひとり暮らしの方ということで条件をつけさせていただいておりまして、そちらの条件の方の1点の自立度判定ということの国の厚生労働省の方で示しております基準に従った形でしております。ですので、ただその中でやはりそれぞれの既往症であったりとか、その辺は状況を伺いながら判定をさせていただいているということでございます。

〇戸津川委員

まだ私たちと気持ちが同じではないなということを感じますけれども、なお研究をしていただいて、やはり今回は仮設もですが、民間借り上げにお住まいの方たちにとっても大変切実な問題だと思うんです。仮設であればそうして見回りの方たちが 24 時間体制で見ていただくということありましても、民間借り上げにお住まいのひとり暮らしの人ですと、本当にどれぐらいの回数になるんでしょうか、本当に大変な、確認は難儀なことだと思うんですね。いろんな場所にいらっしゃいますし、何百世帯もあると思います。ですから、私はこの前非常ベルと言いましたが、まさか民間借り上げで非常ベルを鳴らすわけにもいかないので、私はやはりそこは緊急通報システムの出番ではないかと思うんです。特にこの被災者にとって切実な問題、孤独死も切実な問題ですから、私はぜひそこを検討していただきたい。この前私も気になりまして、県議会で天下みゆき議員がこのことで一般質問なさったんです。私ちょっと傍聴に行かせていただいたんですが、県の方でもはっきりと緊急通報システムには地域支え合い事業で対応してまいりますってはっきりとおっしゃってるんですね。ですから、そこの点をぜひ研究、追求していただいて、民間借り上げの方にも何らかのそういうものが私は必要ではないかと思うんです。ぜひ御検討を願いたいと思います。回答よろしくお願いします。

○鈴木保健福祉部長

先ほど介護福祉課長が答弁いたしましたのは、あくまでも老人福祉法に規定する内容ということですので、これのラインの引き方を変えるというのはなかなか難しい問題があります。ただ、この前一般質問のときにもお答えしたと思いますけれども、仮設住宅の方々、または4月以降いわゆる民賃の方々や、一戸建ての例えば2階で生活されているような、そういった方々に対してもさまざまな調査をさせていただきますので、その中で対応できるものについては検討してまいりたいと、このように考えております。

〇森委員

1 点だけ伺いたいと思います。13 ページ、29 ページの地域コミュニティ関係ですね。あとですね、第五次平成 24 年度実施計画事業一覧、このでっかいのありますよね、これの20 ページをベースにして伺っていきたいと思います。

まず、29 ページの区長設置事業の中の区長報酬、昨年度よりも減で 1,891 万 2,000 円 となっております。これは、要は住民等が減少しているというふうなことでの区長の報酬が減るというふうな認めでよろしいんでしょうか。

〇片山地域コミュニティ課長

はい、そのとおりでございます。

〇森委員

ここで今回も特定財源を使っての地域再生を行っていくというふうな、非常に大事なことであります。片や所管が違って、福祉部の方で担当している部分とは違いまして、地域でのコミュニティの問題でございまして、まず、1番の問題点、今国でも住民の住所等が把握できない住民がいるというふうな、1年、そろそろたつのでありますが、住民の移動で把握さ

れてないというような総務省のデータもございました。多賀城市ではその辺のところ、出入りに関しては把握されてるんでしょうか。

〇加川市民課長

うちの方でわかる範囲なんですけれども、全国避難者情報システムということのシステム あるんですけれども、そのシステムを使って、多賀城から移られた市町村の方に登録をして いただければ、その県を通じで多賀城の方に情報来るようになっていますので、その情報を 地域コミュニティ課とか、交通防災課、その他の関係課の方にはこのデータを渡して連絡を とられるものについてはとってもらうようにしております。

〇森委員

今回健康課のほうで健診票を郵送で送られました。要は住所なかなか把握できないというふうなところで、まあずいぶん把握できてるか、把握できないんですが、地域で区長ないし各役員の方々がなかなか動けない、それを把握できないというふうな状況下でありました。実質、ここでも鶴ヶ谷地区とか、具体的に桜木地区とかというふうな地域が上がってまして、仮設の方に移られたり、民賃の方に移られたりというふうなことで、なかなか把握できない。そろそろ総会の時期であります。区長方大変頭を痛めたり、それから健康を害されている区長もいらっしゃいます。その辺の手当て、多分これから構築してくんだということで、委託料として計上されているのでありますが、そもそもコミュニティ課としてはどういう方向性でフォローしていっていただけるのか、伺いたいと思います。

〇片山地域コミュニティ課長

はい、被災した町内会、特に津波の被害が大きかった地区につきましては、24 年度からこ の資料 6 の 13 ページにありますように、被災自治体町内会の再生事業という形でしてい くんですけれども、もう既に平成23年度に取り組んでおります。ただ、予算的には全然載 っておりませんで、市民活動サポートセンターの方と協力しながら、やっぱりいろいろなそ ういう阪神淡路とかで経験した NPO の方々とかに来ていただきまして、実際に津波の被害 の多かった地区の町内会長たちとヒアリングとかも実施しております。 それで、どういうふ うな形で取り組みをしていこうかということで、以降継続的に情報交換を行っているんで すが、森委員おっしゃるとおりで、まずは自分たちの生活を再建するというのがまず一番で、 逆に言うと自治活動より活発化していったりとか、いろんなところへ散った人たちもまた 戻ってきていただいて、そういう方々とどういうふうに自治を復活・再生していったらいい かということで、何をどこから手をつければいいのかわからないというような状況だとい うのが、まず平成 23 年度のときの話でした。 以降いろんな、 例えば地区によってはそれぞ れのブロックの町内会長たちが集まって、話し合いを持ちながら、少なくとも24年度こう いうふうな方向でいこうかと。ただそのタイミングについては、さっきおっしゃったように、 総会がまずあるので、それ総会が終わってからその状況を見てゆっくりやっていきましょ うかということもあれば、今町内会のそれぞれの集会所ですね、修繕してたりなんかするん ですけれども、そちらが完成して、そして落ちついた段階でまたその対応を考えようかとい

うようなお話で、我々行政だけではなくて、やっぱりいろんなそういった、特に経験された NPO の方々の力をかりないとできないものですから、委託というような形で、いわゆる地縁型のコミュニティーとテーマ型のコミュニティーというの、NPO だったりそういう縦の軸と横の軸をうまくつなぎながら再生していこうじゃないかというのが今の考えでございます。

〇森委員

早い手当てで 23 年度から、震災直後からずっとこの課題に取り組んでいただいてたと思 います。集会所等のまず復旧に関しても、これが急ぎ、本当は対応していただければ、今は どこかのお宅に集まって役員会をやったりとかというふうなことで地域の方々の声を吸い 上げてます。一番皆さん方が、区長初め、ちょっと頭を痛めているのが、総会を開くと地域 の方々からの苦情が上がってくるのではないかと、要は、あのとき何をしてくれたのかとい うふうな。ですから原点に返っていくと、市民協働の部分が忘れ去られて、役員の方々のみ の責任が追及されるような形にもなり得ない状況であります。一番大事なのは地域でどう いうふうな形でやっていくのか、その地域防災計画、私一般質問でやらさせていただきまし たが、決して悪者をつくるのではなく、まず市民協働をもう一回原点として考えていって、 再度、もう一回団結ないし地域性をまず固めていくことが、信頼を固めていくことが大事な のではないかなと。本当の意味での地域再生ということがなされていかないと、信頼関係が ないまんま、例えば次の体制へといってもなかなか難しい。総会の中で本当に上手に旗振り をしていただければ、行政の立場としても。まあ、市民協働としてのまず原点として正しい 方向性に導いていただくことが非常に大切なのかなと。皆さん心身ともに弱ってらっしゃ います。そういう中での総会を迎えて、役員さんたちには非常に気の毒だなというふうなこ ともございます。ですから、そういう形でまず呼んで、いろんな、そうですね、指導をする とともにカウンセリングも必要なような気がするんですね。区長方ないし役員の方のカウ ンセリングで、まず役員の集まったところへ行っていろんな話を聞き取りをしていくとい うふうなことでいやしをしてあげないといけないのかなというふうに思います。まあ被災 地だけではなくて、津波の被災地だけではなく、本当に地震の被災を受けているところがほ とんどあるわけで、そこの地域でもあのときというふうな話が多分総会のたんびに出てく ると思います。決して責任を追及する総会にならない、次へのステップとなるようなアドバ イスがしてあげられればいいのかなというふうに思いますので、ぜひその辺の心構えを伺 いたいと思います。

〇片山地域コミュニティ課長

自治会、町内会のそういった総会に対して、行政側からいろいろとということは今までもないんですね、やはり自治会ということなので、ただ、おっしゃったように自治会の代表の方々とか、特に役員の方々はやはりいろいろと疲弊されていらっしゃると十分理解しております。それで、そういった意味では、住民同士が自らの被災体験をお互いに共有しながら、おっしゃったようにだれがその責任だというんじゃなくて、何があったらよかったんだろ

うかというような、そういう仕組みづくりを、そういったことを経験をもとに、そしてこれをきっかけによりよい地域づくりにつなげていくという意味でも、例えば行政だったりとか、あるいは住民だけの当事者間だけですと、やっぱりそういったどうしても対立したりなんとかってことがあるので、やっぱりいろんな経験をしている第三者の方々に入っていただいて、そういうふうになりがちだけど実際みんなどうなんだろう、必要なのってどうなんだろうねというような形でお話をずっと、今までも 23 年度も進めてきていただいているので、そういった形で具体的に総会をどう乗り切るかどうかという御相談とかというのはないんですけれども、やっぱりそういう形で一緒に支えていければなというふうには考えております。

〇森委員

非常に、委託をするということは非常に経験ないし、勉強されてる方、学習されてる方のお話はもっともですが、それに間に入るそれこそ市民協働の部分の公助の部分も多分にこれは必要であります。ぜひ皆さん方に立ち会っていただいて、その間を取り持っていただければと。非常に心身ともに重要な仕事だと思いますので、ぜひ体に気をつけて頑張っていただければと。以上でございます。

○金野委員長

ここで10分間の休憩をいたします。再開は4時5分。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 開議

○金野委員長

お集まりですので再開いたします。

最初に、市民経済部長から説明がありますので許可します。

市民経済部長。

○伊藤市民経済部長

先ほど御報告申し上げました北日本自動車学院跡地の災害廃棄物仮置き場火災について御報告申し上げます。15時22分、午後3時22分消防署が鎮火を確認したとの情報が入りましたので御報告申し上げます。なお、火災発生場所は、去る2月27日月曜日に発災した箇所と同じ箇所でございまして、環境省の外郭団体であります独立行政法人日本環境センター及び多賀城消防署の指導のもとに、先般の火災を受けまして、可燃系混合廃棄物の温度を下げるために重機によるかき上げ作業を実施しておりましたところ、作業中に発火したというようなことで、炎はヘルメット大の発火で、現場作業員が消火器で直ちに初期消火活動は行ったんでありますが、万全を期して119番、消防署に通報いたしまして、消火活動をしたというふうなことでございます。以上、御報告を終わります。

○藤原委員

ただいまいただいた資料について、まず質問したいと思います。 仮設住宅の関係です。 2 ペ

ージなんですが、現行業務仕様に基づいた所要経費の比較は次のとおりですということですね。これはまあ、現行仕様に基づいてこのとおりやってくださいということでそれぞれ試算してもらったということなんですが、これは来年度も、つまり仕様書については変える予定がないという意味なんでしょうか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

現行仕様書、まあ契約3回やっておりますけれども、3回目の仕様書が基本的にはベースになるというように考えております。それに、安否確認の徹底というところで、2項目を追記したいというふうに考えております。

○藤原委員

見直し後の案が、共立のところにだけあって、A 社、B 社のところにはありません。直営のところにもありません。これはどういう意味ですか。

○鈴木保健福祉部長

現行の体制をもとに見直しを図ったというふうなことでございまして、あくまでも A 社、B 社、直営につきましては価格の対比というふうなことで参考意見として掲載をさせていただきました。

〇藤原委員

共立メンテナンスの見直し後の案は、共立が出してきたものなんですか。それとも市が試算 したものなんですか。

○鈴木保健福祉部長

共立と話し合いをしまして、試算したものでございます。

○藤原委員

そういうのはね、やっぱり誤解を招きますよ。何で共立にだけそういう話をして、共立だけに数字を出させるわけ。わざわざ A 社、B 社からも見積もりはとっておいて。だからね、 ゆらせじゃないかというふうに言われるんですよ、これは。そう思いませんか。

○鈴木保健福祉部長

決してやらせということではなくて、23 年度の事業を 24 年度どう組み替えたときに、経済的に軽減できるかというふうなことで協議をした結果、この程度の金額まで下げることが可能だというふうなことになったものでございます。

〇藤原委員

それからね、今度その委託業者の中でいろんな問題が浮上してきましたね。私は、これは委託業者の幹部の方の個性の問題もあるかなと思ってますよ。しかし、私は委託の仕方についても、そもそも仕組みがおかしかったんじゃないかというふうに思ってるんです。つまり丸投げなんですよ、丸投げ。皆さん方は。例えば、78ページの(11)各種団体等連絡調整及び関係者連絡調整会議とありますね、これが仕様書の中に入っているということはですよ、この連絡調整会議なるものはね、委託業者が主催するということになるんですよ。仕様書に入ってるんだから、それは私どもの仕事でございますと。そうするとその社協が入ったり、行

政区長が入ったり、いろんなところが入ったところをね、共立が仕切るわけだ。委託業者が 仕切る仕組みになってるんですよ。本当にそれでいいのかと。私は参加するんだったらわか るよ、参加する。だけどね、これだとね、やっぱり委託業者をすべてフィルターで通して市 にいろんな問題が上がるという仕組みになっちゃうんですよ、これだと。こういうところは 全然見直ししてないんですか。

○鈴木保健福祉部長

連絡調整会議につきましては、うちの方で担当職員を必ず参加させております。したがいまして、会議の中心になるのは、あくまでも市の担当者という認識を持っておりましたので、 ここはこのままの記載というふうなことになっております。

○藤原委員

ここはこのままにしたいということ、変えたいということ。

○鈴木保健福祉部長

これは今後連絡調整会議につきましては、市が主催するというふうなことに改正をしたいというふうに思います。

〇藤原委員

当然ですよ。管理責任団体なんだからね。

それからね、前のページ、77 ページ(1)仮設住宅内コミュニティー組織づくり支援、これもね、微妙なんですよね。よそでは、名取も東松島も自治会が全部でできています。多賀城は三つしかできてない。半分ですね。何でできてないのかと。これは、まあ委託業者頑張ってるのかもしれない。だけど私に言わせるとね、それは阻害要因になることがあるんですよ、業者はですよ。いや自治会をつくったりするのも私どもの支援の仕事に入ってます、だから私どもに必ず相談してくださいと、こうなりますよ。この仕様書をまじめにやろうとしたら。だけどですよ、仮設に自治会をつくるのをね、きちんと援助してね、やっていくのは、これは文字どおり自治体の仕事じゃないですか。地域コミュニティ課なのか、保健福祉部なのかはわかんないけどもね。役所がこれをやんなかったらね、結局私どもを通してください、私が委託されてますということになっちゃいますよ、これは。これは見直ししないんですか。

○鈴木保健福祉部長

これにつきましては、4月以降、生活再建支援課という専属の部署ができるというふうなことで、まだできていない三つの仮設住宅につきましては、生活再建支援課が中心となって、 ぜひそういった自治会的組織、いわゆるコミュニティー組織づくりを行政側が主導になってつくってまいりたいと、このように考えております。

○藤原委員

ということは、この(1)も大幅に記述が変わるということだよね。(1)もね、そういうふうに確認していいんですか。

○鈴木保健福祉部長

はい、大変失礼しました。生活再建支援室と私言ったつもりですが、ちょっとさっき言葉を

違うふうに言ってしまったようで、大変申しわけありません。生活再建支援室という室で担当していきますが、コミュニティー組織づくりについては、当然行政が責任を持ってサポートしていくというふうなことですが、常日ごろのコミュニケーションについては、いわゆる事業者の方もその中に入ってサポートしていただければと考えているところです。したがって、ここの(1)についても見直しを考えていきたいというふうに思います。

○藤原委員

(3)行政の各種広報媒体の配布、これはね、高齢者が多くてできないという仮設も出てくるかもしれない。しかし、すべてのところで多賀城市内どこに住んでいようが、町内会組織で配ってるわけですよ。そういう過程の中で、ああ、あそこにだれだれさんがいるんだ、ああ、あそこに年配の方がいるんだと、その住民の人たちがわかって、こういうことを通じてコミュニティーづくりが進んでいく面があるんですね。そしたら私はね、これは被災者も被災者じゃない人も、多賀城に住んでる人はとにかく町内会組織でその広報を配ってるんだから。その中でコミュニティーづくりが進んでるんだから。これもね、私は頭から委託業者にお願いしてますと、だからその分の委託料をかさ上げしなきゃなりませんって、そういう話はないんじゃないかと。だから私は、(3)もね、これはそれぞれの仮設の自治会というか住民の皆さんとよく話し合いをやってですよ、自分たちでやれるものは自分たちでやってもらうというふうに、私はやるべきだと思うんですけど、これはどうですか。

○鈴木保健福祉部長

当然住民の方々でやれるところについては自主自立という概念からやっていただいて構わないのかなというふうに思いますが、これにつきましても、そういった自治会組織、またはコミュニティー組織の方々と十分協議をしまして、役割分担を図ってまいりたいと、このように考えております。

〇藤原委員

(6) 入居者ニーズの関係機関提供ということになっています。基本的にはね、だから今の仕様書がどうなってるかといいますと、住民の声は委託業者が吸収して市に届けることになってます、ね。そうすると、どういうことになるかと、私どもを通してくださいと、私どもは任されてるんですと、こうなるのは当たり前ですよ、この仕様書どおりにやろうとしたらね。だけども、住民は、町内会は、あるいは区は、市と直結してるわけでしょう。どこの区もね。だけど仮設だけその委託業者をフィルタで通さないと市に声が上げられないという仕組みがそもそもおかしいでしょう、これは。私はやっぱりね、自治会の声、住民の声はね、直接市に届く仕組みにすると、基本的にですよ、基本的にね。それ以外にも何かこう拾い残したといいますか、そういう声がね、委託業者に届いたらその場合には市に届けるんだと。基本的には住民から直接市にいろんな要望や何やらは届くんだと、そういう仕組みにしないとね、いろいろトラブルが起きたりして、また委託業者の責任者が住民のところにね、行かなきゃないような事態になりますよ、これは。ただ、私はこういうニーズの吸い上げについてもね、見直しをすべきだというふうに思うんですけど、どうですか。

○鈴木保健福祉部長

これも地域の方々の声を聞きながら、今後検討してまいりたいと、このように思います。

〇藤原委員

(7) 仮設住宅の管理もね、委託業者に任せてますね。だから自治会長が自治会の会議をやる ときに、委託業者に申請書を出して会議やってます、ね。そんな関係でいいのかと、その自 治会と委託業者の関係が。私はね、自治会がやっぱり中心になってね、管理は、管理権はや っぱり自治会にあると。そして、市と自治会の話し合いの中で、掃除とかそういうことまで はやるのはちょっと高齢で無理だから、じゃあ委託業者にお願いしようとかね、あるいはう ちらは大丈夫やれると、掃除もやれるという場合にはね、これ外したっていいしね、何でそ ういうふうにならないのかと、ね。だからあなた方今見直す、見直すって言ってるけど、み んな丸投げしちゃったもんだから、あたかも仮設住宅の上に委託業者が、何て言うかな、居 座ってるみたいなね、そういう仕組みになっちゃってるんですよ。 だから私はそもそもこの 委託の関係をね、市と自治会がきちんと協議をして、その合意事項に基づいて委託会社が自 治会なり居住者をサポートするという仕組みにしていかないとね、また同じ問題が出ると 思いますよ。だから私はこの(7)についても管理権は自治会にすると。具体的なかぎの管理 だとか、あるいは掃除だとか、そういうことについては話し合いに応じて委託すると。例え ば、学校の体育館の管理権はもちろん学校にあるんだけど、かぎを例えば多賀城小学校の場 合にね、入り口の酒屋に頼んだりしてたでしょう。そんなの幾らでもあるんですよ。だけど 管理権自体を自治会に置かないと、これはおかしいですよ。私はそう思うんですけど、どう ですか。

○鈴木保健福祉部長

管理権というふうに、あくまでも権利というふうなことでは決してなくて、当初仮設住宅に入った皆様方には、一日も早く元気になって、従前の生活に戻っていただきたいというふうなことで、できる限りそういった側面的な業務、その他についてはいわゆる管理会社の方にお願いをしまして、入居された方々の利便性向上を図ろうというふうなことで、当初このような、できるだけ多くの細かいところまで仕様書の中にうたったというのが実情でございます。したがいまして、ある一定の期間が過ぎて、自治会組織ができて、そういった方々が自分たちで運営するよというふうな状況が見えてきましたら、それは自主自立というふうなことで、当然地域の方々と一緒になって、地域の方々が主導できるような、そういった側面的にサポートしていただけるような、そういう業務の形態に今後シフトしていければいいなというふうに、私も思っておりますので、今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

〇藤原委員

私もそうしていければいいなと言いながらね、何で積算は従来どおりの積算させてるわけ。 ちょっとおかしくないですか。全く根拠がない数字ですよ、そうするとこれは。もう一回、 積算し直してもらわなきゃないじゃないですか。あなたが、今私が言ったやつみんな認めた よ。五つだか六つだか忘れたけど、そのぐらいある。それが変わってきたら積算も全く変わってくるでしょう。私は全くこの数字が根拠のない数字になっちゃうんじゃないかと、この数字は。あなたの今の答弁からすると、どうですか。

○鈴木保健福祉部長

あくまでもこれは住民の方、いわゆる入居されている方々との話し合いの結果、そういう方向性が見えてくればというふうなことで、現段階ではまだ半分の仮設にはそういうコミュニティー組織もできておりませんし、今後、この仮設そのものの考え方としましては、いわゆるもとの生活に戻っていく方々がどんどんふえてくれば、仮設住宅の管理運営も全体的な規模は縮小してきますけれども、統廃合の問題があったり、さまざまな問題が出てくることが予測されるわけですけれども、そのときになかなかそういった集会施設の管理運営もできなくなったり、いろんなことが想定されると、将来においては、将来といってもそんなに遠くない将来、そういったことが必ず起きるというふうなことでございますので、できるだけ今のシステムを変えずに 24 年度は回していきたいというふうに考えて、このような状況で御提案をさせていただいています。

○藤原委員

あなたね、とんでもないこと言ってんだよ。さっきは見直しますって五つも答えておいてさ、 今度は24年度は同じでいきたいって、どっちなの一体。

○鈴木保健福祉部長

ですから、住民の方々と話し合いを持ちまして、きちんとその辺の方向性が見出せれば精査をする。したがいまして、先ほどずっと冒頭で申し上げたと思いますが、年度の途中でいわゆる委託料を軽減する変更契約もあり得るのかなというふうなことも一方ではあるかというふうに思います。これは、仮設住宅のいわゆる例えば廃止、集約、そういったことも今はまだ全然見えておりませんけれども、いろんなことがこれから起きてくるということを想定されておりますので、現段階では見えないところはそのままの状態で、ただし見えてくればこれは事業者の方と協議をしましてそのような方向にさせていただきたい、こういうことでございます。

〇藤原委員

私の問題意識は理解してるんだよね。要するに、委託業者にみんな任せちゃってね、何でも 私ども通してくださいみたいな関係はまずいよと、ね。もっときちっと、委託業者はあと 1 年ちょっとか長くて 2 年かもしれないんだけどね、住民は引っ越さない、多賀城から出て いかない限り永遠に多賀城市民ですからね、亡くなるまでね。私は、そういうふうなものの 考えにきちんと立ってるのかどうかというのがね、ちょっと心配なんですよ。さっき佐藤惠 子委員が指摘したんだけど、住民との対応に時間をとられると、こういうのをね、迷惑がる ような自治体じゃだめだと思いますよ、私は。やっぱりね、住民に寄り添って一緒に悩んで やんないとね、面倒くさいから丸投げね、委託しなきゃいけないんだと、それはね、私は自 治体としては本末転倒だと思いますよ。だから、私の問題意識よく理解をしていただいて、 自治会をもっと大事にしていくと。住民の自治、コミュニティーを大事にするということで、 これはぜひお願いをしたいと思います。

次に移るんですが、3ページね、多賀城は1人当たりの担当が17戸だから1戸当たりの数値が高くなってるんだと、20万になってるんだということでしたね。私ね、本当にそうなのかと思ってね、各自治体の戸数を多賀城の数で割って、例えばさっき竹谷委員の方から話題が出てましたGの町ね、39を17で割ると2.29です。だから、2.29倍の戸数をG町では担当してるということになりますね。この2.29をね6万2,102円に掛けると幾らになるかと、6万2,102円に2.29倍を掛けるとどうなるか、14万2,214円にしかならないんですよ。だから、17戸で少ないからいいんだというだけの問題ではないんでないかと、多賀城が高いのは。べらぼうに高いですからね。同じ計算をするとね、確かにA市はその計算をすると27戸に1.58倍やって20万6,103円になります。それから、E町が3.06倍して28万7,505円なんだと。多賀城より高いのはここだけ、ね。あとは10万とか、11万とか、そういう数字なんですよ。しかもね、さっき仕様書を提示したらですよ、見直す、見直すという話だったでしょう。見直しの余地はまだまだいっぱいあるんじゃないですか。私はこれで随意契約というのはちょっと認められないんだな、この数字で。まだ検討の余地あるんじゃないかと私思うんですが、いかがですか。

○鈴木保健福祉部長

先ほど来、深谷委員の方からもこの資料についてはもうちょっと詳しいものをというふう なお話がございました。また、竹谷委員の方からもそういったお話がありましたので、そう いうシフト表であるとか、そういったさまざまな資料を基に、また御検討をいただければと 思うんですが、私どもとしましても、今居住なさっている方の安全・安心というふうなもの を、最大前面に押し出して守ってまいりたいというふうに考えておりますので、現段階としては、私どもとしては、これが最善かなというふうなことで御提示を申し上げているところでございます。

○藤原委員

次の問題に移ります。補正の質疑の時にですね、共立のある幹部の方が住民宅を訪れて、録音した問題についてですね、(「録音、はい」の声あり)録音した問題について副市長から正確なデータをとりたかったんでしょうと、それから、それは違法じゃないんだと、ちょっとした配慮が足りなかったと、こういう答弁がありました。私は、何でそんな答弁が出てくるのかと、非常に驚いてしまいました。まず一つお聞きしたいのは、違法ではないという話ですけど、その根拠をまずお答えいただきたいんですけど。

〇鈴木副市長

これは、たまたま最高裁の判例がありまして、判例ですから事件としてはぴったり必ずしも 100%同じ状況ということは出てまいりませんけれども、その判例の中で、そういったこと自体は違法ではないという判例があったことをもって、違法ということは言えないのだということの趣旨で申し上げたわけでございます。

○藤原委員

私もね、そんなのあるのかと思って、一応総務課からその判例なるもののコピーはいただき ました。これはまあ一民間人と一民間人がいて、片方が相手方に黙って録音して、それが裁 判の証拠能力になるかならないかと、そういうことをどうも争ったようで、いや、そうであ っても違法とは言えないし、証拠能力はないんだ、まあそんなこと書いてます、ここにね。 一民間人、一民間人の間ではそういうこともあり得るかなと私は思います。しかしね、今度 の問題は何かと言いますと、市役所が仮設住宅の管理をゆだねた業者がですよ、業務遂行上 の過程で訪問して隠しどりをしたわけですよ。これは、いわば市役所にかわってやったんで すよ、そういう意味では、委託業者だから。だから、一民間人と一民間人でね、隠しどりし て、いや違法じゃないと、証拠能力もあると、そういうふうなことを言うのとね、次元が違 う話じゃないかと、これは。これを合理化しちゃうとね、どういうことになるかというとね、 多賀城市役所自身がそういうことを日ごろからやってると疑われてもしょうがないですよ、 これは。だから私は違法か違法でないかという問題は専門家に任せるとして、ただ一民間人 と一民間人がそういう問題を起こしたときとね、別次元の問題じゃないのかと、これは。だ から私はこういうことが起きたことをもっと重大視しなくちゃいけないし、きちんと共立 に指導しなきゃいけないし。私は罰則ものだと思いますよ、これは。改めてどうですか。問 題の所在は違法か違法でないかと、そういうところにあるんじゃないんだと。 市役所にかわ ってやった行為をね、容認するのかどうかという問題なんだと、これは。どうですか。

〇鈴木副市長

それは市役所に成りかわってということ、そういったことを思わせる行為そのものがいけないんだろうということだと思います。しかも、相手方に対して不快の念を抱かせたり、あるいはさまざまな疑念を抱かせるような行為があってはならんということがありまして、早速補正予算の委員会の審議の後に、当該委託者の会社の幹部の方に来ていただきまして、それについては厳しく相手方に対してそういうこと今後ないようにということで、厳にここに伝えた次第でございます。今後もそういったことのないように、さらに指導監督に努めてまいりたいというふうに思います。

○藤原委員

補正での回答については、副市長の回答については撤回をするということでよろしいんで すか。

〇鈴木副市長

これは、撤回ということになりますと、撤回ということは新たな見解をそこで添えなくてはならないということになります。ですから撤回をするということになると、これは違法であるかどうかということの判定まで入ってくることになりますので、今御指摘いただいたように、ちょっと私も副詞的な、あるいは形容詞的な修飾語としての使い方に不備があったとしたら、そこはおわびを申し上げて訂正をさせていただきますけれども、撤回ということになると、ちょっと精査をしないとお答えは申し上げられないというふうに思います。

○藤原委員

少なくともね、一民間人と一民間人の問題ではなかったんだと、今度のやつは、ね。本来であれば市役所が直接責任を負うべきところを、体制上の問題があって委託した業者がやった問題で、いわば業務遂行上の過程での話だったわけですよ。だから私ども重視してるわけで、その点については起こしてはいけない行為であったということについてはお認めになるんですね。撤回するかしないかはわからないけど。その点についてはどうですか。

○鈴木副市長

そういった意味合いも込めて、先ほど御答弁申し上げたとおりでございまして、そういうことを厳に慎むように会社の幹部も来ていただいて注意をしたところでございます。

○藤原委員

まあ、これはね、謝って済む問題かどうかという問題はね、いろいろあると思うので、これは被害者の方の判断もあるのでね、一応ここで納めておきますが、私はね、こういうことを起こすところは資格ないと思ってるけどね。

次、宿題の問題です。金銭の提供を求めた件についてなんですが、補正のときにはまだテープ私しか聞いてなくて、一応私が要約したのを皆さんにお配りしたんですけど、あの中でね、一つだけ私が訂正しておかなきゃいけないのがあるんです。それは、わたしは O さんの証言を信用しまして、すべてのカンパを共立にあげてるというふうに O さんが言ってたんですが、いろんな方から話を聞きましたら、例えばある自治会では「いや、きちんともらってますよ」というお話だったので、すべてということではないということで、私の取材不足だったということで、その点についてはおわびしたいと思います。ただ、私がお二人のテープを聞いた限りはですよ、間違いなくお金出してほしいということを言ってます。それから、あなたは出入り禁止だよみたいなことをにおわせることも言ってます。そういう点では私はやっぱり、これも委託業者だから市に成りかわってやったことになるのかどうかわかんないんだけど、ああいうこと自体があってはいけないのではないかというふうに思うんですが、その辺については部長どうですか。

○鈴木保健福祉部長

その後、テープも私も聞かせていただきました。それから、当事者である O 氏及び金銭を要求されたという申し出のある A 氏、それぞれの方と先日お会いをしまして、事の経過をお二人一緒に、一方のお話だけを聞くのではなくて、お二人のいる場所で事の成り行きといいますか、一連の流れを確認をさせていただきました。結論から言いますと、O 氏が安易に、安易にと言いますか、自分の個人的な判断で勇み足だったという、そういうことになりまして、実際にはそういった話のやりとりがあったのは事実でございますが、O 氏の勘違いからぜひ住民の方々に迷惑をかけるのではなくて、できれば A 氏と O 氏とで何とか住民を巻き込む前に何とか、数千円のお話だったので、事なきを得たいという、安易な発想からそのようなお話をしたというのがどうも現実のようでございました。ただ、その後、実際にはやっぱりそのお金は実際住民の方々が飲んだり食べたりしたというふうなこともござい

まして、住民の方々がその不足の金額は全部お支払いをしたというふうなことでございます。そのいわゆる未収金といいますか、不足の金額があったというふうなことも後からいよいよ確認してみると、それも O 氏のちょっと勘違いだったというふうなことで、結果的には O 氏の勘違いから発生した今回の一連の、ここでは金銭要求というふうなことになっているようですけれども、そういったことでお二人いるところでそのことの事実を確認させていただいたところでございます。したがいまして、金銭をちょっと何とかしないかというのは、決して自分が相手から取ろうとか、そういうことではなくて、そういった不足の金額を何とか水面下で全部清算をさせてしまいたいという、そういう思いからその不足金額について A 氏に働きかけたというふうなことが現実でございましたので、そのことについてはちょっと行き過ぎがあったと、勘違いから生じたものだというふうなことで確認をしております。以上です。

〇藤原委員

まあ、私もね、恐喝とまでは言うには穏やかな話ですね、これは強要というにも、強要と言っていいかどうかという問題もある。ただ、私が気になったのはね、筋が通らない話だというのは重々承知してるんだと言いながら、おれが出してもいいんだといいながら、結局自分は出さないで、出させようとしたんですよ、結局は。それで、自分が管理者の権限をあることを重々承知していながら、出入り禁止みたいなことをほのめかしたりするわけ。これはだから社の方針でやったと私も思いませんよ、それはね。だけどもね、やっぱり教育が行き届いていないというふうに私は思いましたけど、市としての感想はどうですかね。

○鈴木保健福祉部長

私もその本人がいわゆる水面下で物事を解決させて話を大きくしたくないという気持ちは重々わかるものの、本人の早とちりで、勇み足で、そういった問題が起きたことについては、やっぱりその事実行為をきちんと確認をして、いわゆる三千数百円のことをもみ消そうとしたこと自体が直接本人の考え方だったのでしょうがないんですけれども、その後、私の方からもそういった事実がきちんとわかったので、そういったことでもみ消すとか何か見えないところで問題を解決するのではなくて、やっぱりきちんと上司に報告をして、そのうえで精算をするなり、今後はそういうふうなことで自分の自己判断で物事に対応しては困るというふうな話も私も申し上げましたし、会社の方でもその旨本人に指導しますというふうなことを確認をとっておりますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○藤原委員

次の問題ね、東松島に視察に行ったとき、東松島の仮設のメンテナンスは共立が請け負ってました。それで、東松島市の空き庁舎を共立に貸してまして、家賃どうしてるんですかと聞いたら、いやきちんと家賃いただいてますというお話でした。多賀城はどういうふうになってますか。

○鈴木保健福祉部長

仮設住宅で常勤しておりますので、家賃の方は取っておりません。

〇藤原委員

私はね、いわゆる安否確認というか、見回りをする、そういう人たちがね、そういう人たちが仮設の中にいるのはまだそれはわかる、理解する。だけどもね、営業所まで仮設の中においていいのかと、多賀城営業所。市役所の仕事だけじゃないと思うんですよ。例えば共立をね、ネットで見ていますと、寮の管理だとかね、いろんな仕事やってますからね。資本金も53 億円でね、非常に大きな会社ですよ、共立は。だから、多賀城営業所ということはね、多賀城のエリアで間違いなく営業活動やってるんですよ。多賀城市役所だけじゃなくて。どこかそういう寮の委託がないかなとかね、やってるんですよ。多賀城営業所どこにあるか知ってますか。

○鈴木保健福祉部長

多賀城営業所の存在は私は知りません。

○藤原委員

本当に知らないんですか。知らないんだったら教えるけど。私ね、城南にね、新聞配りに行ってね、議会報告を配りに行ってね、1 枚に届けることになってるから届けに行ったんですよ。そしたらいきなりね、責任者と所長が出てきたわけ。だから私も名刺出してね、名刺交換したんですよ。そしてね、所長の、これ所長の名刺。北日本事業本部多賀城営業所所長、何の何がしと書いてます。住所、郵便番号 985-0865 宮城県多賀城市城南 1 丁目 18番、城南 1 丁目 18番というのはどこだか知ってます。

○鈴木保健福祉部長

はい、城南の仮設住宅がある場所でございます。

○藤原委員

営業所置きたいのでその土地の中にね、プレハブを貸してくださいとか、そういう話はなかったでしょう、共立から。あったんですか。

○鈴木保健福祉部長

ないものと記憶しております。

〇藤原委員

するとね、間違いなく城南の集会所の左隣にあるところに営業所があるんですよ、これ見ると、間違いなく。私はね、ここに電話するのまではちょっとやり過ぎかなと思って、電話はしてないんだけど。何でそこまでなれ合わなきゃいけないのかと、多賀城市と共立は。私はちょっとね、あり得ないんじゃないかと思うんですよ、こういうことは。念のためにコピーとって見せますか。コピーとんなくていいんだ。

○鈴木保健福祉部長

ちょっとそれは確認をさせていただきたいというふうに思います。

○金野委員長

後でコピー。

はい、藤原委員。

○藤原委員

今休憩とってくれる、見せるから。(「コピーの件で」の声あり)いやいやこれ見せるから。 実物見せるから。

○金野委員長

じゃあ藤原委員、それちょっと私の方へ。(「じゃあ委員長に提出します。必ず返してよ」の 声あり) はい、確かにお預かりしました。

○鈴木保健福祉部長

はい、今名刺を見ると間違いなく多賀城営業所というふうなことで記載のあることを確認 させていただきました。この件に関しましては、きちんと調査をした上で、改めて回答をさ せていただきたいというふうに思います。

〇藤原委員

あのね、だからね、皆さんは随意契約、随意契約と言ってるけどね、この間の経過をすっと見てるとね、責任者の方が隠しどりをすると、ね。それから会社の方針じゃないけどもね、金銭の請求ということもあったと、ね。営業所はちゃっかり仮設の中にいてね、家賃も払わないでね、営業活動やってたわけだ。それから、佐藤委員からの紹介があったんだけど、痴呆呼ばわりしてね、あの人は緑ヶ丘行きだとか、そういう話をね、言ってはばからないようなこともやってると。それからね、こういうところがですよ、こういうところが社会福祉協議会のボランティアはどうでしたかとかね、多賀城市役所の対応はどうでしたかとかね、多賀城議会の議員の対応どうでしたかって、こういうアンケートまでとってんですよ。本末転倒もいいところですよ。私はね、ネットで共立を見るとそれなりの感じはするんだけどね、何かね、とにかく感覚がおかしい。私はね、これでね、随意契約だったらね、多賀城市とんでもない話になるんじゃないかと思ってるんですけど。竹谷委員から資料要求もあったので、多分きょうは3款終わらないと思うので、ちょっと次の委員会質疑まで考えてほしいんですけどね。どうでしょうか。

○金野委員長

きょうのここで延会をして。藤原委員。

○藤原委員

私はだから、今は答弁求めないから、竹谷委員の方から資料要求がもともとあって、たぶん次回の委員会持ち越しになると思うので、それまでちょっと営業所の問題も含めてね、もう一回考えてみてくださいと、再度回答いただきますということ。

○鈴木保健福祉部長

今の多賀城営業所の件も含めまして、改めていろいろ考えてみたいというふうに思います。

○金野委員長

お諮りいたします。

第 1 款から第 3 款までの質疑の途中でございますが、まだまだ各委員の方の質疑がありま

すので、本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

来る3月5日は、午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでございました。

午後4時47分 延会

予算特別委員会

委員長 金野 次男